

# 第6次宇美町総合計画

ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美





## ごあいさつ

宇美町は、平成 14（2002）年に「まちづくりはひとづくり」を基本理念とし、「いきいき のびのび 誇れるまちづくり—自然と歴史をまもり、みんなが安心して暮らせるまち・宇美町—」を将来像とした第 4 次総合計画を、平成 23（2011）年 7 月には「—再生のまちづくり—まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」を基本理念とした第 5 次総合計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進め、豊かな自然や歴史的・文化的資源、福岡市の近郊という恵まれた位置特性を生かした、福岡市のベッドタウンとして発展を遂げてまいりました。

我が国では、人口減少及び少子高齢化の一層の進行、世界的な金融・経済危機、地球温暖化に伴う低炭素循環型社会の実現に向けた取組の推進、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高揚、社会保障と税の一体改革など社会経済情勢が大きく変化し続けています。これらに適切に対応するには、活力ある地方の創出が求められています。

そこで、これからのまちづくりは、宇美町の資源や風土を最大限に生かし、まちににぎわいと活気を生みだしていくことが重要であると考え、この度、平成 27 年度から平成 34 年度までの 8 年間の町民の皆様と行政が共有する「まちづくりの指針」となる「第 6 次宇美町総合計画」を策定いたしました。

本計画では、「ひとが輝き！ 地域が輝き！！ まちが輝く!!! 元気なまちづくり」を基本理念とし、「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像と掲げました。まちの活力の源である「ひと」が輝くことで「地域」が、そして「まち」が輝き、「このまちに住みたい、住んでよかった」と思えるまちづくりを町民の皆様と共に進めていくものです。

最後に、計画の策定に当たり、熱心にご審議いただきました総合計画審議会の委員の皆様、町民まちづくり検討会や団体代表者座談会に参画いただいた皆様、住民意識調査や小中学生アンケートにお答えいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

宇美町長 木 原 忠



# 目次

## 序論

1. 宇美町の位置と地勢	1
2. 宇美町の歴史とあゆみ	2
3. 第6次宇美町総合計画策定の目的と役割	3
(1) 第6次宇美町総合計画策定の目的	
(2) 第6次宇美町総合計画の役割	
4. 計画の構成と期間	5
5. 宇美町の特長	6
6. 時代の潮流	7
(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行	
(2) 安全や安心に対する意識の高まり	
(3) 地域の結びつきの重要性	
(4) 環境問題への意識の高まり	
(5) 地方自治新時代の到来	
(6) 社会資本の老朽化などへの対応	
7. 宇美町の人口の推移	10
8. まちづくりの課題	11

## 基本構想

1. まちづくりの基本理念	15
2. 町の将来像	15
3. まちづくりの枠組み	16
(1) 将来人口の予測	
(2) 土地利用構想	
4. 将来像実現のための目標	18
(1) 重点目標	
(2) 基本目標（政策の大綱）	

## 前期実践計画

<b>基本目標 1 共働による活力あるまち</b> .....	27
施策 1-1 共働の推進 .....	27
施策 1-2 地域コミュニティの育成 .....	29
<b>基本目標 2 安全に暮らせるまち</b> .....	31
施策 2-1 防災対策の充実 .....	31
施策 2-2 交通安全・防犯の充実 .....	34
施策 2-3 消費者対策の充実 .....	36
<b>基本目標 3 人にやさしく、健やかに暮らせるまち</b> .....	38
施策 3-1 地域福祉の充実 .....	38
施策 3-2 高齢者福祉の充実 .....	40
施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実 .....	43
施策 3-4 町民の健康づくりの推進 .....	45
<b>基本目標 4 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち</b> .....	48
施策 4-1 子育て支援の充実 .....	48
施策 4-2 学校教育の充実 .....	51
施策 4-3 生涯学習の推進 .....	54
施策 4-4 青少年の健全育成 .....	56
施策 4-5 スポーツ活動の推進 .....	58
施策 4-6 芸術・文化活動の推進 .....	60
施策 4-7 読書活動の推進 .....	62
<b>基本目標 5 産業の振興で活気を生むまち</b> .....	64
施策 5-1 商工業・サービス業の振興 .....	64
施策 5-2 農林業の振興 .....	66
施策 5-3 観光の振興 .....	68
<b>基本目標 6 住みやすい環境づくりを進めるまち</b> .....	70
施策 6-1 道路・交通網の充実 .....	70
施策 6-2 都市機能の集約 .....	72
施策 6-3 上・下水道の整備 .....	74
<b>基本目標 7 自然と共生する魅力あふれるまち</b> .....	76
施策 7-1 循環型社会形成の推進 .....	76
施策 7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全 .....	78
施策 7-3 文化財の保存と活用 .....	80
<b>基本目標 8 個人を尊重し行政経営を進めるまち</b> .....	82
施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進 .....	82
施策 8-2 行政経営の推進 .....	85

## 資料編

第6次宇美町総合計画策定の経過 .....	91
宇美町総合計画審議会委員名簿.....	93
第6次宇美町総合計画の策定について（諮問） .....	94
第6次宇美町総合計画（素案）について（答申） .....	95
宇美町総合計画審議会規則.....	96

---

---

# 序 論

---

---



## 序論

## 1 宇美町の位置と地勢

宇美町は、福岡都市圏に属する糟屋郡の町で、西は大野城市と福岡市、北西は志免町、北は須恵町、東は飯塚市、南は太宰府市と筑紫野市にそれぞれ隣接しています。

地勢を見ると、東部は砥石山 (828m)、三郡山 (936m)、頭巾山 (901m)、仏頂山 (868m) などの三郡山系と、南部は四王寺山塊の大城山 (410m) に囲まれており、町の面積 (30.21 km<sup>2</sup>) のおよそ6割を豊かな森林が占めています。

河川は、砥石山・三郡山を源として町の中央部を貫く宇美川と、四王寺山塊から発した井野川があり、これらが志免町で合流し、福岡市で多々良川に流れ込み、博多湾に注いでいます。

## 町の位置



## ●位置と広さ

東経	130度30分
北緯	33度31分
広さ	東西9,272m
	南北4,690m
面積	30.21km <sup>2</sup>

## 2 宇美町の歴史とあゆみ

宇美町の歴史は古く、西暦665年に築城され、平成27（2015）年に1350年を迎える日本最古の古代山城「国指定特別史跡 大野城跡」をはじめ、近年、魏志倭人伝に記載がある「不彌(ふみ)国」として本町が注目される根拠となった「国指定史跡 光正寺古墳」などの史跡が多くあります。また、古事記や日本書紀に、神功皇后が<sup>じんぐう</sup>応神天皇を出産された地を「宇美（産み）」と呼ぶようになったという記述があるように、安産の神様として全国的に有名な宇美八幡宮があります。

明治時代に入ると、国の地方自治制度の整備に伴い、明治21（1888）年、宇美・炭焼・井野・四王寺の4つの村が合併し宇美村となり、大正9（1920）年10月に糟屋郡で最初に町制を施行し宇美町となりました。町制施行当時の戸数は2,585戸、人口は11,975人でした。

豊かな自然に恵まれた町の地勢から、産業は、古くから稲作を主とする農業が盛んで、大正10（1921）年の農地面積は532町5反（約5.28km<sup>2</sup>、町の面積の約17パーセント）ありました。

一方、鉄道・船舶などの輸送用燃料など石炭の需要の増大から戦後しばらくまでは石炭産業が盛んになり、昭和33（1958）年には人口は22,936人まで増加しましたが、高度経済成長政策とエネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、昭和38（1963）年の三菱勝田鉱業所の閉山を境に、本町は炭鉱の町としての歴史に幕を閉じ、人口も2万人を割るところまで減少しました。

しかし、昭和44（1969）年の県道筑紫野古賀線の開通をはじめとした道路網の整備が進むと、福岡市との近接性により有力なベッドタウンとして、また、軽工業地域として人口は徐々に増加し、昭和50年代後半には3万人を突破しました。

現在では、一本松公園（昭和の森）などの豊かな自然や宇美八幡宮・大野城跡などの歴史的・文化的資源を有しつつ、平成26（2014）年6月1日現在、37,821人の人口を有する町へと成長しています。

### 3 第6次宇美町総合計画策定の目的と役割

#### (1) 第6次宇美町総合計画策定の目的

本町では、平成14（2002）年に「まちづくりはひとづくり」を基本理念とし、「いきいきのびのび 誇れるまちづくり—自然と歴史をまもり、みんなが安心して暮らせるまち・宇美町—」を将来像とした第4次総合計画を、平成23（2011）年7月には、前計画を踏襲し「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」を基本理念とした第5次総合計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少及び少子高齢化の一層の進行、世界的な金融・経済危機、地球温暖化に伴う低炭素循環型社会<sup>注1</sup>の実現に向けた取組の推進、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高揚、社会保障と税の一体改革など、社会経済情勢は大きく変化し続けています。

加えて、国や地方公共団体の財政状況は、景気の低迷による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大などにより厳しい状況が続くものと見込まれています。

本町においても、高齢化に伴う社会保障費や公共施設、道路、上下水道などの維持管理費及び老朽化対策経費の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が予想され、今後はこれまで以上に厳しい財政状況になることが想定されます。これからは、時代の変化や多様化する行政ニーズに対応できる、地域の特性を生かした自主自立のまちづくりを進めていくことが求められています。

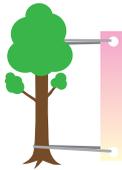
第6次宇美町総合計画は、こうした社会経済情勢、地域の実情及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、「宇美町に住みたい、住んでよかった」と実感できるまちづくりに取り組むための総合的な指針として位置付け策定しました。

注1 低炭素循環型社会：二酸化炭素をできるだけ排出しない、排出抑制、再利用、再資源化などを基本とした、環境負荷の少ない社会のこと。

## (2) 第6次宇美町総合計画の役割

**町の最上位計画であり“本町の実財政運営の方針”**

総合計画は、本町における全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す役割があります。

**町民と行政が共につくる“まちづくりのための行動指針”**

総合計画は、町民と行政が対話や交流を重ね、理解と共感を大切にし、協力し合う関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する「共につくる“まちづくりのための行動指針”」としての役割があります。

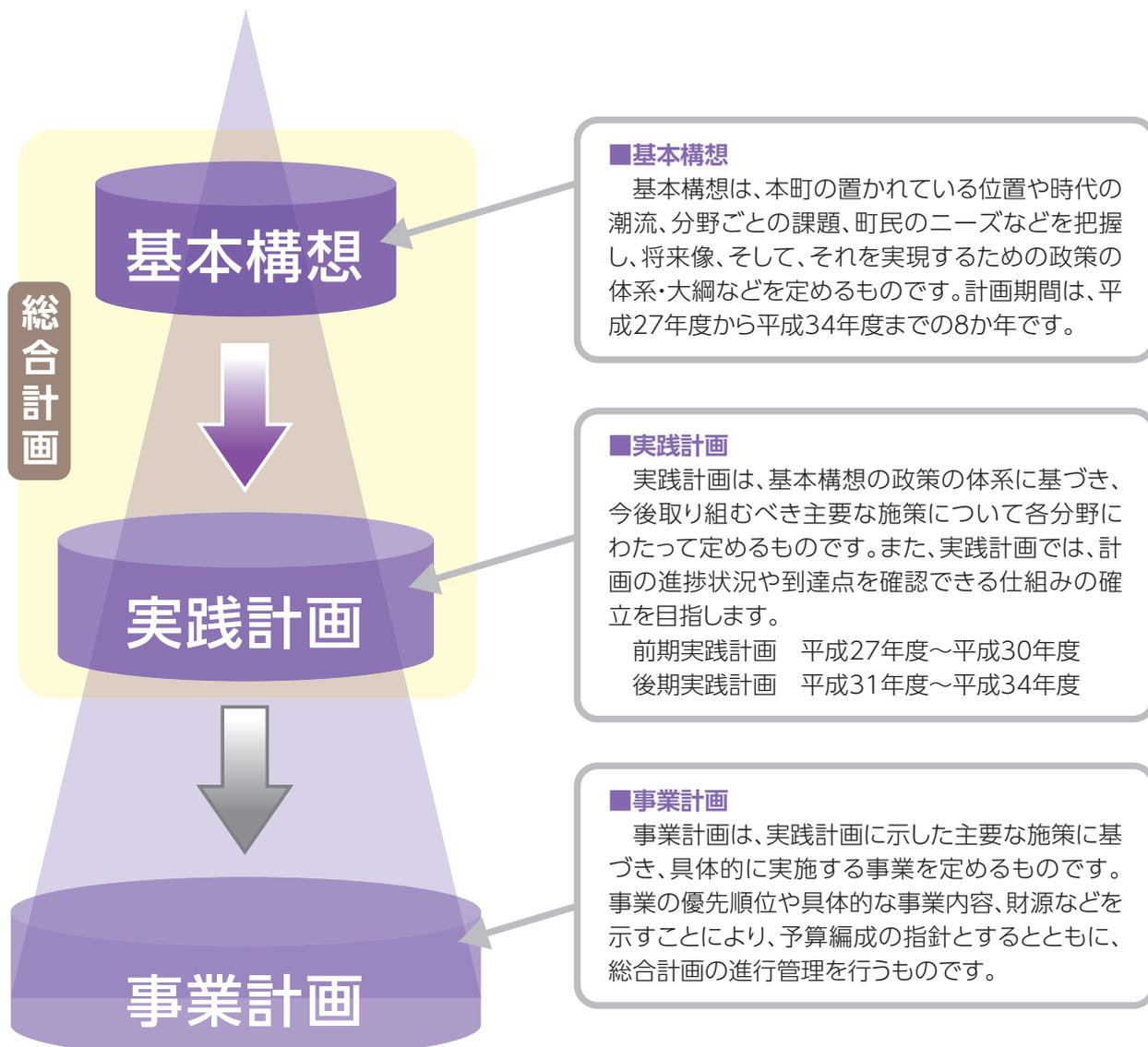
**計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理のものさし”**

総合計画は、本町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。目標(目指す姿)を明確にし、その目標の達成状況を測る「進行管理のものさし」としての役割があります。



## 4 計画の構成と期間

第6次宇美町総合計画は、「基本構想」及び「実践計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は、次のとおりです。



## 5 宇美町の特性

### 福岡都市圏の一翼を担う位置特性に恵まれた町

○本町は、福岡市の15km圏にあり、町の西側に九州縦貫自動車道が南北に走り、福岡インターチェンジ、太宰府インターチェンジに挟まれており、北側に接する須恵町にはスマートインターチェンジが立地しています。また、九州縦貫自動車道には高速バスの宇美バス停があります。鉄道は、JR香椎線の宇美駅があり、博多方面、香椎方面、飯塚方面を結んでおり、博多駅までの所要時間は35分程度、さらには福岡空港にも近く、広域的な交通幹線網の利用しやすい町です。

### 豊かな自然に恵まれた町

○本町は、四王寺坂団地やひばりが丘団地などの大規模住宅団地があり、一定の人口集積がある一方で、住宅地や市街地外では森林などの自然的土地利用が79.2%を占めています。東部にある三郡山は、冬季に高さ20mほどになることもある河原谷の大つららや山麓の斜面に展開する森と水と花が豊かな一本松公園（昭和の森）を有するなど、豊かな自然に恵まれた町です。

### 歴史的・文化的資源が数多くある町

○古事記・日本書紀の記述では神功皇后が応神天皇を出産された地とされ、これにちなんで「産み」に通じる「宇美」という地名がつけられたといわれています。また、魏志倭人伝でも登場する不彌(ふみ)国は宇美町を中心とした糟屋郡内であるという学説があるとともに、由緒ある宇美八幡宮をはじめ、光正寺古墳や大野城跡などの歴史的・文化的資源が数多くある町です。

### 地域づくりを支える人材が豊富な町

○町内には49の行政区（自治会）があり、それぞれ特色ある活動を進めています。また、ボランティア活動やまちづくり活動を担う事業者や団体、人材が豊富な町で、こうした人材が活躍できる環境づくりのため、平成25（2013）年7月に「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」を策定しています。

## 6 時代の潮流

第6次宇美町総合計画を策定するに当たっては、時代の潮流を概観することが重要です。以下にその流れを示します。



### (1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

我が国の人口は、少子化が深刻化し、既に減少に転じています。地方圏においては、中山間地域や離島での人口減少・過疎化が進み、この傾向は地方都市にも及んできています。

また、高齢化も急速に進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口（平成24年1月推計）によると、65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は平成24（2012）年10月の時点で24.1%に達し、平成47（2035）年には33%を超え、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。

今後は、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者が健康に暮らし、それぞれの能力を生かして活躍できる社会を構築していく必要があります。



### (2) 安全や安心に対する意識の高まり

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の国内観測史上最大規模の地震とそれに伴う津波により、戦後最大の被害となりました。

また、集中豪雨などの自然災害の脅威にもさらされ、異常気象は毎年のように問題となっています。

さらに、交通事故、消費者トラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、町民、警察、消防、行政が一丸となった安全で安心なまちづくりへの取組の強化が求められており、地域コミュニティを核とした防災・防犯体制の必要性が再認識されています。



### (3) 地域の結びつきの重要性

社会の成熟化に伴い、人々の価値観は、物質的な充足から精神的な充足へと変化しています。

一方、核家族化をはじめとする世帯の多様化、少子高齢化、都市への人口集中などにより、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が変容し、互助機能の低下や人々の地域社会からの孤立などが社会問題となっています。

こうした中で、人々の助け合いの主体として、NPO<sup>注2</sup>・ボランティアが、災害の支援に限らず、青少年の健全育成や子育て支援、環境問題など様々な分野できめ細かな公的サービスを提供するなど、新しい公共の仕組みづくりが見え始めています。

これらの取組により、地域の人のつながりを強めるとともに、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、新たな起業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティ<sup>注3</sup>の活性化を図っていくことが求められています。



### (4) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化をはじめ地球規模で環境問題が深刻化する中で、低炭素循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識、関心が高まっています。

また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。

こうした環境意識の高まりを捉え、森林や水辺をはじめとする豊かで多様な自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみの発生抑制、再利用、資源化など、環境に配慮した低炭素循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、町民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。



### (5) 地方自治新時代の到来

地方分権改革とは、国は外交、安全保障など国家の存立に関わることや制度の大枠を定めることに集中し、内政は地域の実情をよく知る地方が担うという地方分権型社会の構築を進めようとするものです。

国から地方公共団体に財源や権限が移譲される本来的な地方分権型社会では、地方公共団体

注2 NPO：NonProfit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。これらのうち、特定非営利活動促進法に基づき設立された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

注3 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団。

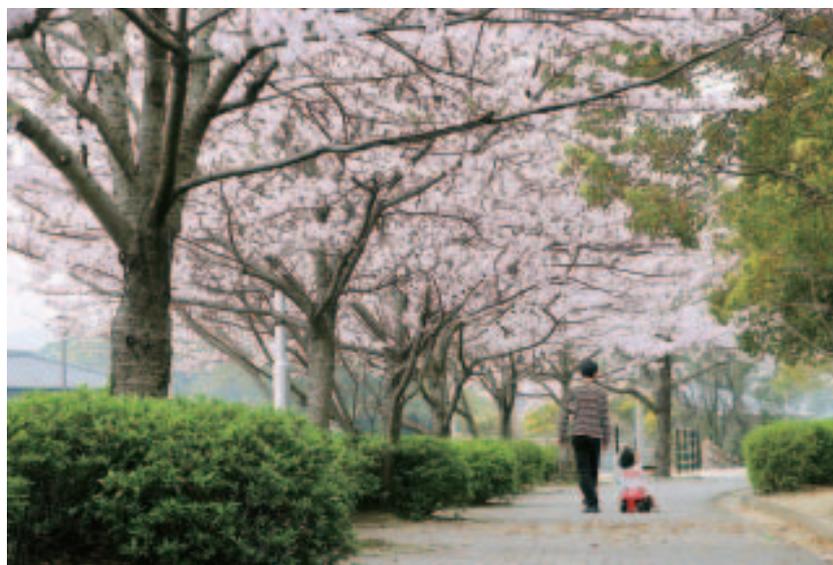
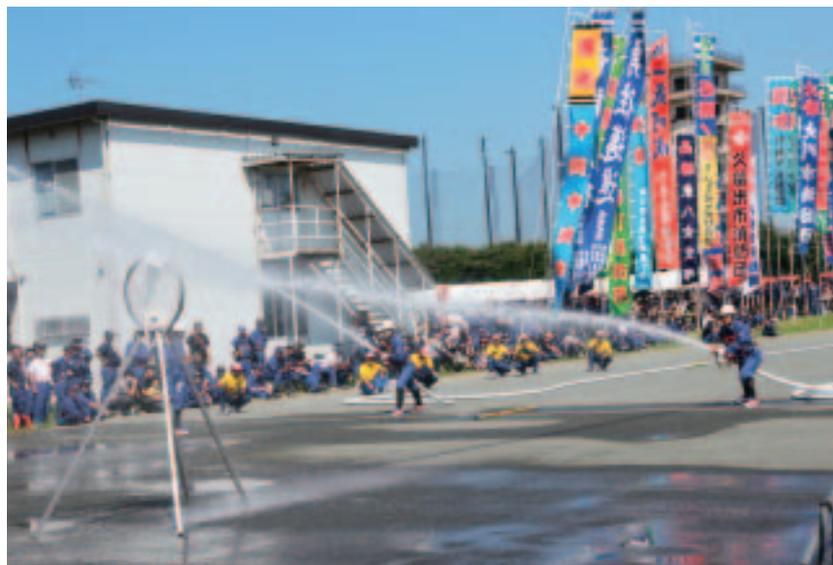
が住民の意見や地域の実情を踏まえてルールづくりから施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

こうした地方分権改革の推進に併せ、国・地方公共団体ともに、効率的な組織と体制の下で、財政健全化を早急に図っていく必要があります。



## (6) 社会資本の老朽化などへの対応

我が国では、高度経済成長期において全国的に道路や橋梁、公共施設などの社会資本の整備を進め、経済の発展に大きく寄与してきました。しかし、現在は、これら社会資本の老朽化に伴い維持管理に多大な費用が生じており、管理する地方公共団体の財政負担が深刻になっています。今後は、社会資本のあり方も含め、総合的かつ計画的な管理を行う必要があります。



## 7 宇美町の人口の推移

本町の人口は、昭和50年代から平成2（1990）年頃までは大きく増加し、その後も平成17（2005）年頃までは増加傾向にありました。しかし、最近の国勢調査での推移をみると、平成17年から平成22（2010）年にかけては544人の減と増加傾向から減少に転じています。

人口の構成をみると、年少人口比率は平成7（1995）年から平成17年にかけて減少し、その後は横ばいで推移しています。老年人口比率は増加傾向で推移しており、全国平均（平成17年が20.1%、平成22年が23.0%）を下回っているものの、高齢化の進行がうかがえます。また、生産年齢人口比率（15歳～64歳）は約70%で推移しています。

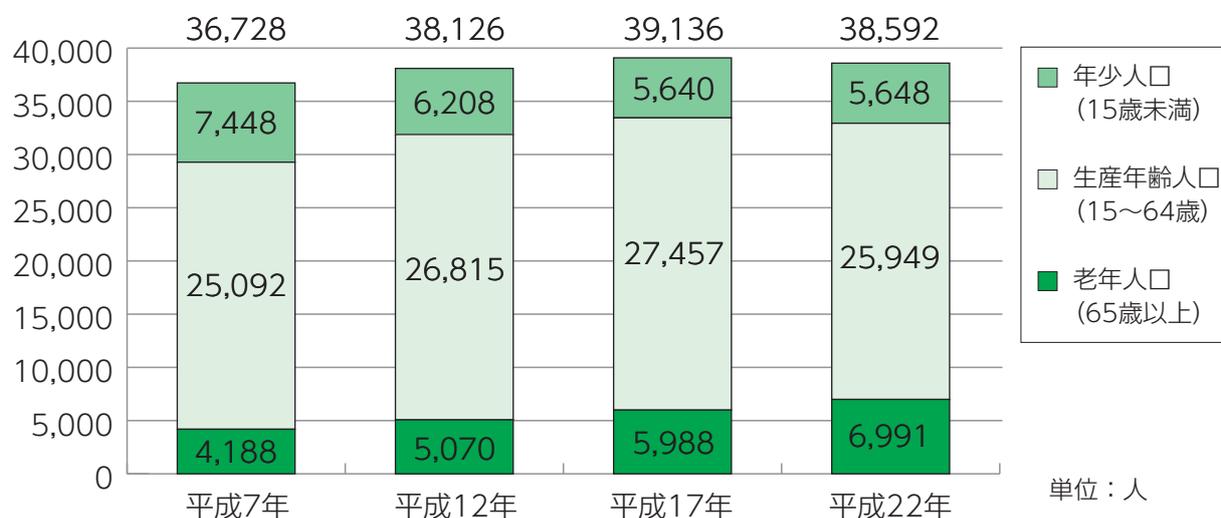
世帯数は一貫して増加している一方、一世帯当たりの人数は減少していることから、核家族や単独世帯が増加していることがうかがえます。

### 【人口・世帯等の推移（国勢調査）】

（単位：人、世帯、人/世帯、%）

項目	年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率		
						H7～H12	H12～H17	H17～H22
総人口		36,728	38,126	39,136	38,592	0.76	0.53	△0.28
年少人口 (15歳未満)		7,448 (20.3%)	6,208 (16.3%)	5,640 (14.4%)	5,648 (14.6%)	△3.33	△1.83	0.03
生産年齢人口 (15歳～64歳)		25,092 (68.3%)	26,815 (70.4%)	27,457 (70.2%)	25,949 (67.2%)	1.37	0.48	△1.10
老年人口 (65歳以上)		4,188 (11.4%)	5,070 (13.3%)	5,988 (15.3%)	6,991 (18.1%)	4.21	3.62	3.35
世帯数		10,614	11,490	12,340	12,867	1.65	1.48	0.85
一世帯当たりの人数		3.46	3.32	3.17	3.00	—	—	—

注：各年10月1日現在。平成12年の総人口には年齢不詳33人、平成17年には年齢不詳51人、平成22年には年齢不詳4人を含む。



## 8 まちづくりの課題

第6次宇美町総合計画策定の背景となる時代の潮流や本町の現況・特性から、これからの本町のまちづくりにおいて解決していくべき、課題を整理します。

### 課題1

#### 町民の力を生かした活力の向上

より良いまちづくりを実践していくため、町民一人一人の意識や地域活動を底上げし、まちづくりの担い手となる人材や団体の育成が求められています。

地域コミュニティ組織や団体、事業者などとの共働を進め、まちに活気と活力を生み出していくことが求められています。

### 課題2

#### 暮らしの安全安心の確保

災害や身近な地域での犯罪、事故などの不安を軽減し、安全安心に暮らすことができるまちづくりが求められています。

### 課題3

#### 健康に生き生き暮らせるまちづくり

高齢者や障がいのある人、外国人など年齢や言葉、生活習慣などの違いによらず、誰もが地域で支えあいながら、安心して健康的に暮らすことができるまちづくりが求められています。

### 課題4

#### 次代の担い手の育成

学校や家庭、地域や事業者などと行政が一体となって子育て支援施策の一層の充実や家庭・地域の教育力の向上を図り、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが求められています。

町民がボランティアなどの社会参加を通して自ら成長することができる環境づくりが求められています。

町民が心のゆとりや生きがいを実感できるよう、文化・スポーツ学習活動などの充実が求められています。

**課題5****町の魅力の強化**

宇美町全体の魅力を高めるため、一本松公園（昭和の森）をはじめとする豊かな自然環境や宇美八幡宮、大野城跡などの町が誇る歴史的・文化的資源を観光資源として活用することが求められています。

町の経済の活力を高めるため、産業の振興を図ることが求められています。

**課題6****ゆとりやうるおいある生活基盤の創造**

ゆとりある暮らしを支える生活基盤として、道路、上・下水道など居住環境の計画的な整備を行うことが求められています。

町民の生活・交流の拠点となる中心市街地の活気や魅力を高めていくことが求められています。

**課題7****環境に配慮した持続可能なまちづくり**

本町が将来にわたり持続的に発展していくため、自然環境の保全を図ることが求められています。

地球規模で深刻化する環境問題に対応した公害のない低炭素循環型のまちづくりを進めていくことが求められています。

**課題8****町民と行政の信頼関係の強化**

町民と行政の信頼関係を強化するため、情報の共有化を図るとともに、職員の意識や意欲、能力の一層の向上を図ることが求められています。

持続可能なまちづくりを進めるため、効率的で効果的な行政経営を行うことが求められています。

時代の要請に合った適切な社会資本の維持管理・更新を行っていくため、総合的かつ計画的な管理を行うことが求められています。

---

---

# 基本構想

---

---



# 基本構想

## 1 まちづくりの基本理念

第6次総合計画の策定に当たり、「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」をまちづくりの基本理念と定め、今後8年間のまちづくりに取り組んでいきます。

「ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!! 元気なまちづくり」

### ひとが輝き！

町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援します。

### 地域が輝き!!

町民一人一人の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指すため、町民と行政による共働きのまちづくりを推進します。

### まちが輝く!!!

町民一人一人が、豊かな自然、歴史的・文化的資源を最大限に活用し、にぎわいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」と実感できるまちづくりを目指します。

## 2 町の将来像

まちづくりの基本理念を踏まえて、町民と行政がともに目指す町の将来像を次のとおり設定します。

ともに創る  
自然とにぎわいが  
融合したまち・宇美

### 3 まちづくりの枠組み

#### (1) 将来人口の予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、本町の人口は減少傾向で推移し、少子高齢化と生産年齢人口の減少が進行することになります。

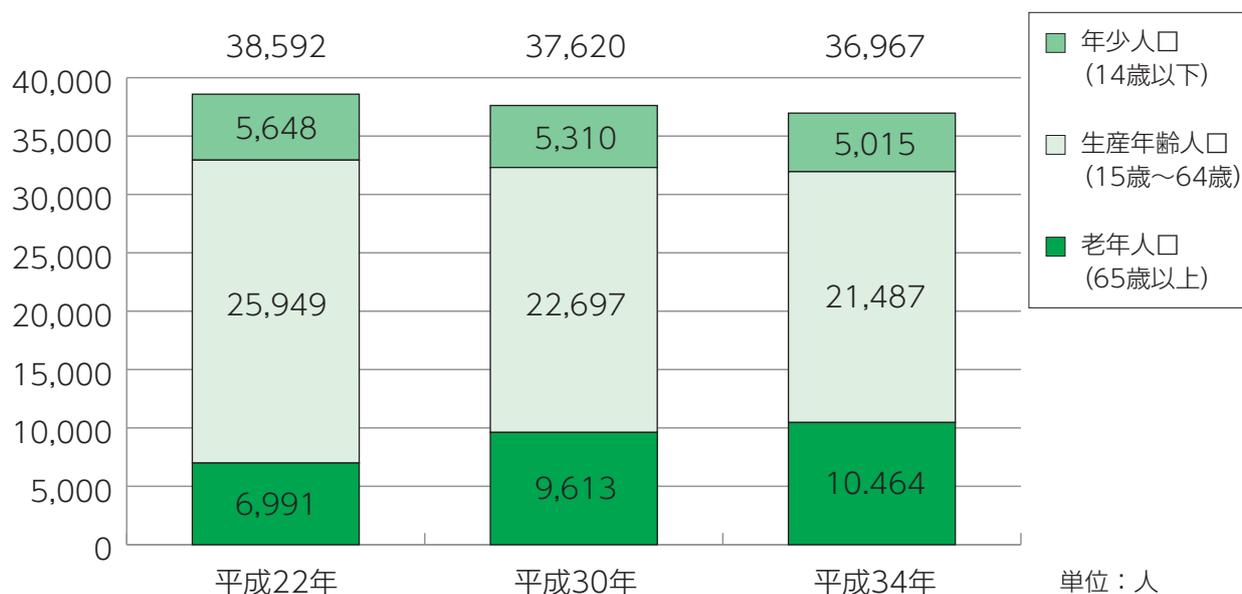
本構想では、子育て支援・福祉・教育の充実、産業・観光の振興、居住環境・交通網の整備、都市計画の見直しなどの施策を積極的に講じ、定住の促進につなげていくことを目標とします。

#### 【人口・世帯の推計結果】

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年	平成22年	平成30年	平成34年	年平均増減率	
					H22~H30	H30~H34
総人口		38,592	37,620	36,967	△0.31	△0.43
年少人口 (14歳以下)		5,648 (14.6%)	5,310 (14.1%)	5,015 (13.6%)	△0.75	△1.39
生産年齢人口 (15歳~64歳)		25,949 (67.2%)	22,697 (60.3%)	21,487 (58.1%)	△1.57	△1.33
老年人口 (65歳以上)		6,991 (18.1%)	9,613 (25.6%)	10,464 (28.3%)	4.69	2.21
世帯数		12,867	12,791	12,754	△0.07	△0.07
一世帯当たりの人数		3.00	2.94	2.90	△0.24	△0.36

注：総人口は四捨五入の端数処理のため合計があわない場合がある。



## (2) 土地利用構想

これからの土地利用は、超高齢社会<sup>注4</sup>の到来や環境に配慮した生活志向などへの時代潮流の変化に対応していく必要があります。

また、人口減少社会にも対応しつつ、買い物や医療、福祉施設など生活に必要な機能が身近なところに確保された暮らしやすさの向上などを図る質的成長へと転換していく必要があります。

土地利用は、町民生活や産業活動の基盤である都市的土地利用、農産物の生産基盤である農業的土地利用及び自然環境を保全する自然的土地利用の3つに区分されます。

今後は、本町の目指すべき将来像を実現するために、3つの区分の土地利用が健全な調和を保つことを基本として、町民が安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めていくため、計画的な土地利用に努めます。

### ●都市的土地利用の方向性

持続可能なまちづくりには、まちの基盤整備や維持管理などのコスト削減や環境負荷を抑える効率的な土地利用が求められています。住居系、商業系、工業系のそれぞれの用途区分に応じた整備を図るとともに、町域における地理的条件、特性などを踏まえて、用途区分を適切に運用することに努めます。

### ●農業的土地利用の方向性

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災のための空間や緑地としての空間、遊水池的機能、生態系の維持機能<sup>注5</sup>などの役割を担っています。今後は、農地の持つ多面的な機能にも着目し、都市的土地利用や自然的土地利用との調和に努めます。

### ●自然的土地利用の方向性

本町の景観や自然の豊かさを特徴付けている山林や親水空間としての河川などの水辺については、生活にやすらぎやうるおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、レクリエーション、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。適切な森林施業により、町内の貴重な森林を保全し、水辺などの自然環境を確保するとともに、その活用による健康づくりなどの機能性の向上に努めます。

注4 超高齢社会：高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%以上の状態である社会。

なお、高齢化率7%-14%を「高齢化社会」、高齢化率14%-20%を「高齢社会」という。

注5 生態系の維持機能：水田・畑などには、自然との調和を図りつつ適切かつ持続的に管理されることによって、生物相の適度な攪乱と回復が促され、豊かな生態系を持った二次的な自然が形成・維持される動きがある。

## 4 将来像実現のための目標

将来像を実現するために、次のとおり3つの重点目標と8つの基本目標を定め、本町の誇りである豊かな自然と歴史的・文化的資源の中で「ひと」や「地域」や「まち」が輝き、いつまでも住み続けたいと思えるふるさとを守り、未来の世代に引き継いでいくまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

### (1) 重点目標

#### ① 都市機能の集約と自然、歴史的・文化的資源の活用によるにぎわいの創出

道路整備や都市施設などの集約を行うとともに、一本松公園（昭和の森）などの豊かな自然、宇美八幡宮や大野城跡などの歴史的・文化的資源を活用し、町民の交流や観光客・来訪者を増やして新たな町のにぎわいの創出を目指します。

#### ② 地域の創意と主体性を生かした共働による地域づくりの推進

自治の根本理念である「自助・互助・共助・公助」のもと、町民と行政が「共にまちづくりを担う主役である」という意識を持って、お互いの長所を生かしながら共働して公共サービスに取り組み、町民の力が地域に生きる、より暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指します。

#### ③ 安心して産み育てることができる子育て・子育て環境の整備

「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育て世代の定住促進のため、子どもを産み育てる環境の充実と、多世代が関わり合いながら社会全体で子育てをサポートする環境づくりを進め、「子どもを産み育てやすいまち」「子どもが健やかに育つまち」を目指します。

## (2) 基本目標（政策の大綱）

### ① 共働による活力あるまち

町民の地域コミュニティ活動への理解と情報の共有化を図りながら、行政だけではなく多様なまちづくりの担い手との共働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた取組として、小学校区単位の地域コミュニティ活動を支援し、日ごろから心が通い合う地域の仕組みづくりを推進します。

### ② 安全に暮らせるまち

安全な生活を自然災害から守るため、消防団活動の活性化、防災対策を推進します。町民が安心して生活が営めるよう交通安全、防犯に関する啓発、見守り、組織の育成、消費者被害の防止など地域での相互扶助に取り組みます。

### ③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

超高齢社会にあって、高齢者が健康で生きがいを感じて暮らすことができるよう努めます。

障がいのある人の社会参加を促進するため良質な福祉サービスの提供に努め、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる「共生の社会」に向けた取組を推進します。

自らの健康は自らで守ることを基本とし、全ての町民が元気で健康に暮らすための健康づくり事業を推進します。

### ④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、「子育てするなら宇美で」を合い言葉に、子育てしやすい環境づくりを推進します。

学校においては、基礎的基本的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、たくましく生きるための健康や体力などの3つを包括する「生き抜く力」の育成を推進します。

全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定など、国内でもスポーツに対する関心が高まることが予想されます。今後も、健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたり、それぞれのライフステージ<sup>注6</sup>に応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

子ども読書活動の推進を図るとともに、町民が読書に親しむ環境づくりに努めます。

## ⑤ 産業の振興で活気を生むまち

中小企業の基盤強化などを支援し、商工業・サービス業の振興を図るとともに、コミュニティビジネス<sup>注7</sup>など新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の確保に努めます。

農業の担い手の育成や経営の効率化の推進を図るとともに、農地や森林の持つ多面的な機能にも着目し、その保全に努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした観光の振興に努めます。

## ⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

幹線道路の整備を推進し、近隣都市施設や商業施設などへの移動時間の短縮を図るために、道路ネットワークを構築するとともに、歩行者と走行車両の安全性や快適性の向上を図る生活道路の交通安全施設などの設置に努めます。

また、公共交通については、地域特性や利用者ニーズを生かした誰にも使いやすいきめ細やかな公共交通網の構築を促進します。

町に点在する都市機能の集約など、これらを活用した町の魅力の向上、にぎわいの醸成に努めます。

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、公共下水道事業などを推進します。

注6 ライフステージ：人間の一生において 節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など)によって区分される生活環境の段階のこと。

注7 コミュニティビジネス：地域が抱える課題を、地域資源を生かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

## ⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、町民一人一人から企業、行政に至るまで環境美化、ごみの4 R<sup>注8</sup>、汚染及び公害に対する意識向上を目指した更なる啓発に取り組みます。

魅力的で安全に利用できる公園を整備・維持するため、遊具などの保全管理を行うとともに、景観の良い緑地としての樹木の保全に努めます。

町の歴史的・文化的資源については保存・活用し、町の魅力向上に努めます。

## ⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

町民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指して、人権教育・啓発、男女共同参画の取組を推進します。

行財政改革をさらに進め、事務事業を効果的かつ効率的に実施するため、行政経営<sup>注9</sup>を推進します。

社会経済の動向の変化に即応できるよう職員の意識改革、能力向上など人材の育成を図ります。

社会資本の維持管理・更新については、現状を整理し、評価した上で適切な対応に努めます。

注8 ごみの4 R：リフューズ (Refuse:ごみの発生回避)、リデュース (Reduce:ごみの排出抑制)、リユース (Reuse:製品、部品の再利用)、リサイクル (Recycle:再資源化) の頭文字をとった運動。

注9 行政経営：限りある行政資源 (ヒト・モノ・カネ・時間・情報) を有効活用し、経営的な視点で成果を重視した行政活動を行うための仕組み。

# 基本構想 8年間(平成27年度～平成34年度)の体系図

まちづくりの  
基本理念

ひとが輝き！ 地域が輝き!! まちが輝く!!!  
元気なまちづくり

町の  
将来像

ともに創る  
自然とにぎわいが  
融合したまち・宇美

重点目標

都市機能の集約と自然、  
歴史的・文化的資源の  
活用によるにぎわいの創出

地域の創意と主体性を生  
かした共働による地域づ  
くりの推進

安心して産み育てること  
ができる子育て・子育て  
環境の整備

## 基本目標

<b>基本目標①</b>	共働による活力あるまち	施策 1-1 共働の推進 施策 1-2 地域コミュニティの育成
<b>基本目標②</b>	安全に暮らせるまち	施策 2-1 防災対策の充実 施策 2-2 交通安全・防犯の充実 施策 2-3 消費者対策の充実
<b>基本目標③</b>	人にやさしく、 健やかに暮らせるまち	施策 3-1 地域福祉の充実 施策 3-2 高齢者福祉の充実 施策 3-3 障がいのある人の福祉の充実 施策 3-4 町民の健康づくりの推進
<b>基本目標④</b>	次代の担い手を育み、 自己実現を進めるまち	施策 4-1 子育て支援の充実 施策 4-2 学校教育の充実 施策 4-3 生涯学習の推進 施策 4-4 青少年の健全育成 施策 4-5 スポーツ活動の推進 施策 4-6 芸術・文化活動の推進 施策 4-7 読書活動の推進
<b>基本目標⑤</b>	産業の振興で 活気を生むまち	施策 5-1 商工業・サービス業の振興 施策 5-2 農林業の振興 施策 5-3 観光の振興
<b>基本目標⑥</b>	住みやすい環境づくりを 進めるまち	施策 6-1 道路・交通網の充実 施策 6-2 都市機能の集約 施策 6-3 上・下水道の整備
<b>基本目標⑦</b>	自然と共生する 魅力あふれるまち	施策 7-1 循環型社会形成の推進 施策 7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全 施策 7-3 文化財の保存と活用
<b>基本目標⑧</b>	個人を尊重し 行政経営を進めるまち	施策 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進 施策 8-2 行政経営の推進



---

---

# 前期実践計画

(平成27年度～平成30年度)

---

---



# 実践計画

## 基本目標① 共働による活力あるまち

### 施策1-1 共働の推進

#### 現状と課題

本格的な地方分権時代の到来により、地方公共団体では、地域のことは地域で考えるという「自己決定・自己責任」に基づいた自治運営が求められており、町民の意思に基づいて、地域の特性を生かした主体的なまちづくりを行うことが重要となっています。

また、社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応するためには、町民や町民活動団体など多様な主体が参画し、地域社会を支える新しい仕組みづくりが必要となっています。

本町では、平成25年7月に「宇美町共働のまちづくり推進のための指針」を策定し、町民と行政は、暮らしやすい町を築いていくためにパートナーシップを確立し、それぞれの責務と役割を認識しあい、認め合い、尊重し合い、対等な立場で、共に考え、共に協力し、共に行動していくまちづくりの実現を目指しています。

広報広聴においては、広報誌やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、各種計画策定時のアンケート調査の実施などの広聴活動を行っています。

また、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例のもと、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しているほか、各種審議会や委員会などを通じた住民参画による行政計画の策定及び推進など、多様な参画・共働の仕組みづくりに努めています。

今後は、これまでの取組をさらに発展させ、町民と行政の共働体制の確立に向けた多様な取組を一層積極的に進めていくことが必要です。

#### 施策の方向

町民と行政がそれぞれの役割と責任を持って共働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、町民参画のまちづくりを目指します。

## 施策の体系

### 1-1 共働の推進

- (1) 町民参画の仕組みづくり
- (2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援
- (3) 広報・広聴活動の充実
- (4) 情報の共有

## 主要な取組

### (1) 町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員の一般公募、ワークショップなどを活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

### (2) 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な町民団体・ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

### (3) 広報・広聴活動の充実

広報誌やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報誌やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

### (4) 情報の共有

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、宇美町の保有する情報の公開に関する条例及び宇美町個人情報の保護に関する条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
ボランティア団体及び 個人ボランティアの登録数	団体・人	ボランティア団体 26 個人ボランティア 31	ボランティア団体 39 個人ボランティア 47
町ホームページアクセス件数	件	196,962	250,000

## 施策 1-2 地域コミュニティの育成

### 現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化、生活様式の変化などにより、自主的な地域参加や交流が減少し、行政区（自治会）役員のなり手不足や高齢化が進行しているなど、地域コミュニティ<sup>注10</sup>活動の課題が表面化してきています。

本町では、古くから培われてきた豊かなコミュニティの土壌があり、行政区（自治会）単位の地域コミュニティ活動が行われてきました。住みよい地域や豊かさの感じられる地域コミュニティは、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む町民が地域活動への参加などを通して、お互いを尊重し合い、助け合いながら心がふれあうことによって生まれます。

このため、地域コミュニティへの関心を高め、町民一人一人の輝きを原動力として地域のつながりを大切にしながら、地域コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる住民自治の地域づくりを進めていく必要があります。

### 施策の方向

地域の連携や郷土意識の継承による魅力ある地域コミュニティの形成に向け、地域コミュニティ活動の拡充と活性化への取組を支援します。

### 施策の体系

#### 1-2 地域コミュニティの育成

- (1) 自治意識の高揚
- (2) 地域コミュニティの活性化支援
- (3) 地域コミュニティ施設の整備・充実
- (4) 地域コミュニティ推進組織の確立

注10 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会又はそのような住民の集団。

## 主要な取組

### (1) 自治意識の高揚

地域コミュニティの重要性、実際の地域コミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、地域活動をはじめ、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動へ町民の参加を促進するとともに地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

### (2) 地域コミュニティの活性化支援

安全で安心して暮らせる地域づくりに向け、自主防災組織の育成、防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々な地域コミュニティ活動を支援します。

### (3) 地域コミュニティ施設の整備・充実

町民のふれあいの場、活動の場として、既存の施設を有効活用するものとし、地域コミュニティ施設の整備・充実に努めます。

### (4) 地域コミュニティ推進組織の確立

地域コミュニティを核に行政との共働体制を推進し、おおむね小学校区を単位に地域コミュニティ運営協議会(仮称)の確立に向けて取り組みます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
自治会加入率 (区長手当算出戸数/実世帯数)	%	82.2	85.0
小学校区を範囲とする地域コミュニティ組織の数	校区	0	5



## 基本目標② 安全に暮らせるまち

### 施策2-1 防災対策の充実

#### 現状と課題

本町では、防災体制の充実を図るため、町単独の防災気象情報システム<sup>注11</sup>や全国瞬時警報システム（J-A L E R T）<sup>注12</sup>、消防防災通信基盤、防災用資機材倉庫などの整備を図るとともに、消防団・消防署をはじめ関係機関などと連携を取り必要な訓練を行っています。

また、宇美町地域防災計画に基づき、防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めています。

常備消防については「粕屋南部消防組合」に加入しており、非常備消防については10の分団からなる宇美町消防団があります。

しかし、高齢化の進行などを背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員の不足、町外で勤務する団員の比率増加による昼間の団員空洞化など、消防力の衰退が懸念されています。

このため、地域での消防力の強化に努めるとともに、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

#### 施策の方向

地域防災の体制強化に努め、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

消防については、常備消防と消防団・自主防災組織との連携により、その機能の充実・強化に努めます。

注11 防災気象情報システム：町内や近隣市町の雨量と河川水位、ライブカメラの情報をリアルタイムで見ることができるシステム。システム内の「防災メール」に登録すると、気象情報や町からの緊急情報などが配信される。

注12 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)：弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報などの緊急情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFMなどを自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

## 施策の体系

### 2-1 防災対策の充実

- (1) 総合的な防災体制の確立
- (2) 地域での防災力の強化
- (3) 避難行動要支援者対策の充実
- (4) 消防団の活性化
- (5) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

## 主要な取組

### (1) 総合的な防災体制の確立

避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、地域の商工業者の協力による食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄など、地域防災計画に基づき、総合的な防災体制の確立を進めます。

また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

### (2) 地域での防災力の強化

土砂災害ハザードマップ<sup>注13</sup>などによる啓発・情報提供の充実や防災セミナー、防災研修会などへの参加、地域での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成、木造住宅の耐震化の啓発など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

### (3) 避難行動要支援者対策の充実

関係機関と連携して、避難行動要支援者<sup>注14</sup>の把握と地域での情報の共有など横断的な避難支援体制の確立を図ります。

### (4) 消防団の活性化

消防団の重要性などに関する町民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など、消防団活性化対策を推進します。

注13 土砂災害ハザードマップ：警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるために、これを記載した印刷物。

注14 避難行動要支援者：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であることから、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する者。

## (5) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED<sup>注15</sup>による応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

### 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
災害時の避難路・避難場所を知っている人の割合 (「知っている」の回答数/アンケートの有効回収数)	%	66.7	70.0
防災気象情報システム登録者数	人	342	540
避難行動要支援者登録者数	人	56	1,000
消防団員数	人	178	197
防火・防災訓練に参加した人の割合 (「参加した」の回答数/アンケートの有効回収数)	%	10.2	20.0



注15 AED：Automated External Defibrillatorの略で、「自動体外式除細動器」のこと。「突然心臓が止まって倒れてしまった人」の心臓のリズムを、心臓に電気ショックを与えることにより再び正しいリズムに戻し、蘇生するための治療機器。

## 施策2-2 交通安全・防犯の充実

### 現状と課題

本町では、交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署、粕屋地区交通安全協会宇美支部会など関係機関との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施を通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。

しかし、幹線道路の整備、充実に伴い交通事情も変化してきており、スピードの出しすぎなどによる重大事故が多発する傾向にあります。

今後は、全ての町民が交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭や地域において交通安全意識の高揚を図り、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路などの実情を再点検・再確認し、危険箇所への交通安全施設や歩道などの整備を進める必要があります。

防犯については、粕屋警察署、粕屋地区防犯協会をはじめ地域防犯団体などとの連携のもと地域の防犯体制の確立を進めてきましたが、社会環境の変化や核家族化などにより、地域における犯罪防止機能の低下が懸念されていることから、今後も行政区（自治会）や学校、事業所などとの連携をさらに密にしながら、防犯意識の高揚や地域防犯体制の強化を進めていく必要があります。

### 施策の方向

警察を中心とした関係団体との連携を図り、交通安全への意識の高揚や施設整備の充実に努めるとともに、犯罪や事故のない地域防犯体制の充実を図り、町民の暮らしのニーズに対応した安全な環境づくりを推進します。

### 施策の体系

#### 2-2 交通安全・防犯の充実

- (1) 交通安全意識の高揚
- (2) 安全な道路環境の整備・維持
- (3) 防犯意識の高揚
- (4) 防犯環境の充実

## 主要な取組

### (1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全幕の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

### (2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、交通安全施設をはじめ信号機・横断歩道の設置要請、道路線形改良の促進、主要道路の歩道整備など道路環境の整備を計画的に進めます。

### (3) 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供を通じて、町民の防犯意識の高揚を図ります。

また、犯罪被害者などの支援のための体制整備を推進します。

### (4) 防犯環境の充実

各行政区（自治会）や事業所、小・中学校PTAなどによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制強化を図ります。

また、行政区（自治会）との連携により、必要な箇所への防犯灯の整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
交通事故発生件数	件/年	190	170
防犯活動・パトロール活動に参加している人の割合 ([参加している]の回答数/アンケートの有効回収数)	%	15.8	20.0



## 施策2-3 消費者対策の充実

### 現状と課題

本町では、主に広報誌やパンフレットなどの啓発物に消費者トラブルの具体的被害事例を掲載し、被害防止についての情報提供に努めるなどの広報、啓発活動を行ってきました。また、平成25年6月に宇美町役場庁舎1階に「宇美町消費生活相談窓口」を開設し、毎週月・木曜日に専門相談員による相談受付、解決のためのアドバイスを実施しています。

消費者が安全で安心できる消費生活を送れるようにするためには、適切な選択が行えること、必要な情報を知ることができること、被害の救済が受けられることなどが重要であり、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指した消費者教育を推進することが求められます。

### 施策の方向

消費者保護に関する啓発などを行うとともに、消費者教育の推進を実施し、自立する消費者の育成に努めます。

消費生活センターを糟屋中南部地域で開設し、より細やかな相談対応や情報提供を行います。

### 施策の体系

#### 2-3 消費者対策の充実

- (1) 消費生活に関する情報の提供
- (2) 消費生活相談の実施
- (3) 高齢者へのサポート
- (4) 消費者教育の推進

## 主要な取組

### (1) 消費生活に関する情報の提供

関係機関との連携のもと、広報・啓発活動の推進をはじめ、消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めるとともに、消費生活情報の提供、消費者団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成を図ります。

また、最近被害の多い振り込め詐欺や不当・架空請求、家屋の点検・リフォーム商法などの情報について、広報誌などを活用して提供します。

### (2) 消費生活相談の実施

糟屋中南部地域での広域消費生活センターを開設し、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費生活相談を実施し、また、宇美町消費生活相談窓口においても週1回、専門相談員による出張相談を開設し、被害発生時における効果的アドバイスなどを行います。

### (3) 高齢者へのサポート

高齢者が被害にあわないためのアドバイスや、被害にあった場合の対応を関係機関などと連携してサポートします。

### (4) 消費者教育の推進

啓発活動や専門相談員による消費者講座を実施し、自立した個人として合理的な判断ができるような取組を行っていきます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
広報誌への情報提供数	件/年	12	12
消費者からの相談件数(町内居住者)	件/年	78	78
出前講座の開催回数	回/年	3	7
消費者講座を開催した中学校の数	校/年	—	3

## 基本目標③ 人にやさしく、健やかに暮らせるまち

### 施策3-1 地域福祉の充実

#### 現状と課題

本町では、地域の高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、サービスや事業を行っています。また、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体など各種団体と連携し、様々な福祉活動を展開しています。さらに、社会福祉協議会では、地域福祉活動の中核的な役割の担い手として、地域に密着した町民参画型の事業を行っています。

しかし、今後、高齢化は急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障がいのある人が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、さらにより多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

#### 施策の方向

全ての町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らせる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員<sup>注16</sup>、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

#### 施策の体系

##### 3-1 地域福祉の充実

- (1) 福祉意識の高揚
- (2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援
- (3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進
- (4) 福祉窓口の充実

注16 民生委員児童委員：地域の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受け、無報酬で地域福祉の向上のために活動するボランティア。任期は3年で、社会奉仕の精神、基本的人権の尊重、政党・政治目的への地位利用の禁止を基本姿勢とし、地域住民の立場に立って活動を行う。また、行政とのパイプ役としても役割を果たす。

## 主要な取組

### (1) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など町民の福祉意識の高揚に努めます。

### (2) 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。

特に、ボランティアセンターの強化、福祉ボランティアの育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

### (3) 高齢者や障がいのある人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がいのある人が今後も安心して町の施設を利用できるよう、バリアフリー<sup>注17</sup>の推進とあわせて、高齢者や障がいのある人の意見に耳を傾けながら今後の施設整備を検討します。

### (4) 福祉窓口の充実

福祉サービスの利用や相談などが気軽に行えるように、窓口のわかり易さ、サービスの向上に更に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
地域福祉活動に参加している人の割合 (「参加している」の回答数/アンケートの有効回収数)	%	18.9	20.8
いきいきサロンの開催地区	地区	20	25
社会福祉協議会の賛助会員数	人	1,254	1,300

注17 バリアフリー：「障がいのある人などが社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味。建物や道路などの段差など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

## 施策3-2 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

本町においては、高齢化が徐々に進行しており、これに伴い介護・支援を必要とする高齢者も増加していきます。介護を要する高齢者とその家族などの保健・医療・福祉サービスに対する需要は今後一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

また、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要となります。

自助努力を基本にしながら介護保険を中心とし、保健・医療・福祉の専門職相互の連携、ボランティア活動を含めた地域の様々な資源を活用し、高齢者を包括的にケアする「地域包括ケアシステム」<sup>注18</sup>の構築が必要です。

このため、宇美町高齢者保健福祉計画・福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援の充実・強化などに取り組む必要があります。

### 施策の方向

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加や在宅生活への支援を充実するとともに、介護保険事業の充実に努め、共に支え合う地域づくりの推進に努めます。

注18 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

## 施策の体系

### 3-2 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者支援推進体制の整備
- (2) 介護予防の推進
- (3) 地域包括ケアシステムの構築
- (4) 生きがいつくりと社会参加の促進
- (5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

## 主要な取組

### (1) 高齢者支援推進体制の整備

宇美町高齢者保健福祉計画・福岡県介護保険広域連合の介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

また、地域包括支援センター<sup>注19</sup>を核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

### (2) 介護予防の推進

予防可能な加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病のリスクを早期に発見するため、介護予防対策者把握事業、総合相談事業、健診データなどを活用し、個々にあった予防事業を紹介します。

### (3) 地域包括ケアシステムの構築

#### ① 在宅医療・介護連携の推進

地域の医師会など関係団体、ケアマネジャーをはじめ地域における多職種との連携を図り、適切な支援につなげます。

#### ② 認知症施策の推進

医師会、警察署など関係団体との連携、地域における連携システムの構築を図り、住み慣れた地域での生活を支援します。

#### ③ 地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実やそれを支える社会基盤の整備を図ります。

#### ④ 生活支援の充実・強化

地域ニーズと生活支援サービス提供事業者を把握し、高齢者個人に必要なサービスが提供されるよう、適切な支援をします。

注19 地域包括支援センター：地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。本町は、宇美町役場内に設置。

#### (4) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。

また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

#### (5) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

### 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
高齢者便利帳の配布率 (配布数/高齢者のいる世帯)	%	—	70.0
予防教室(運動機能)改善率 (改善者数/参加者数)	%	76.1	80.0
高齢者人口からからみた要介護認定者の割合 (高齢者の認定者数/高齢者人口)	%	15.0	15.0
総人口に占める認知症キャラバンメイト、 サポーターの割合 (メイト、サポーター数/総人口)	%	0.4	2.5
老人クラブ数	クラブ	23	25
徘徊高齢者捜索協力登録者数	人	—	500



## 施策3-3 障がいのある人の福祉の充実

### 現状と課題

平成25年4月に施行した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、「障害者自立支援法」の内容をおおむね踏襲し、障がいのある人が住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指しています。

本町においても、障害者総合支援法の趣旨に沿った施策を展開し、障がいのある人の相談支援事業、自立や介護に必要な用具の支給など各種の支援事業を行っています。

また、公共施設における障害者用トイレや手すりの設置などのバリアフリー化を進めています。

一方で、障がいのある人の数は高齢化の進行とともに増加傾向にあり、障がいのある人への支援全般の一層の充実が求められています。

このため、宇美町障害福祉計画及び障害者基本計画に基づき、ノーマライゼーション<sup>注20</sup>の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリーのまちづくりなど、障がいのある人への施策の総合的推進に努める必要があります。

### 施策の方向

障がいのある人が地域社会の一員として自立した生活ができるよう、自立支援サービスの定着や充実を図るとともに、地域で関わり合える社会環境づくりを推進します。

### 施策の体系

#### 3-3 障がいのある人の福祉の充実

- (1) 障がいのある人への支援の総合的推進
- (2) 広報・啓発活動などの推進
- (3) 機会や居住の場の拡大と社会参加の促進
- (4) 災害時の対応

注20 ノーマライゼーション：高齢者も若者も、障がいのある人もない人も、全ての人が人間として通常の生活を送るために、共に暮らし、共に生きていけるような社会こそが正常な社会であるという考え方。

## 主要な取組

### (1) 障がいのある人への支援の総合的推進

宇美町障害福祉計画及び障害者基本計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する訓練など給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など、新たな事業体系と設定目標に基づく障害福祉サービスの提供を図ります。

### (2) 広報・啓発活動などの推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がいのある人が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援に努めます。

### (3) 機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がいのある人の雇用を支援する各種制度の周知・啓発に努めるとともに、福祉的就労機会の充実に努め、居住の場の拡大を図り、障害のある人の社会参加を促進します。

### (4) 災害時の対応

災害時に避難行動要支援者への適切な対応ができるようその体制の確立に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
自立支援給付費及び地域生活支援給付費の支給件数	件/年	4,763	6,658
相談支援事業における相談支援件数	件/年	894	2,108
訓練等給付費(自立訓練・就労移行支援・グループホーム入居)の支給件数	件/年	677	3,917
町内障害者支援施設の災害時行動方針の作成支援	事業所	1	6

## 施策3-4 町民の健康づくりの推進

### 現状と課題

本町では、健康福祉センター「うみハピネス」を拠点として、妊婦・乳幼児健康診査・こどもには赤ちゃん訪問などをはじめ、特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、生活習慣改善教室などの健康講座の開催、生活習慣病などを予防するための情報提供や健康運動指導士が常駐するトレーニングルームを活用した健康づくり事業を通して、町民の主体的な健康づくりを支援するとともに、予防接種事業を実施し、感染症などの疾病の予防に取り組んでいます。

また、町民の健康寿命の延伸を目指して、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に呼応し、健康づくりに関する様々な取組を体系的に進め、疾病発症を予防する一次予防を重点に置いた施策を展開していますが、福岡県内の他市町村と比べると、年齢が高くなるほど医療機関受診率が高く、医療費が増加する傾向があります。この要因は、医療機関へのアクセス・医療機関数などの医療提供体制の充実や長期入院などが考えられます。特に後期高齢者の1人当たりの医療費については、平成21年から平成24年度まで4年連続で県下第1位となっており、生活習慣病などの発症予防と重症化予防などへの更なる取組と町民一人一人が自らの健康状態を認識し、主体的な健康づくりを進めて疾病を予防することが必要不可欠です。

今後は、町民主体の健康づくりの支援を強化・充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を図りながら、ライフステージ（幼年期、少年期、青壮年期、高齢期などの人の生涯における各段階）における健康づくりを推進することが課題です。

### 施策の方向

全ての町民が生涯を通じて健康で元気に暮らせるように、「自分の健康は自分で守り・つくる」という意識を醸成するとともに、疾病の発症を予防する一次予防に重点を置き、ライフステージに応じた健康づくりサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉の連携を図りながら総合的に健康づくりを推進します。

「健康づくり」を経営的視点から考え、戦略的に実践することにより、健康寿命の延伸に向けた「健康づくり経営」を目指します。

## 施策の体系

### 3-4 町民の健康づくりの推進

- (1) 町民主体の健康づくりの推進
- (2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 母子保健の充実
- (4) 感染症の予防
- (5) 救急医療体制の充実

## 主要な取組

### (1) 町民主体の健康づくりの推進

町民各個人が、自分の体の状況を理解し、健康的な生活ができるように、正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

また、ライフステージに応じた、町民の主体的な健康づくりを支援します。

### (2) 予防可能な疾病（生活習慣病など）の発症予防と重症化予防の徹底

予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、健診・検診の受診率の向上を図ります。

また、健診データをもとに、適切な疾病予防ができるよう保健指導や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

### (3) 母子保健の充実

子どもの成長、発達の原理を理解した上で、子どもの生活環境を作っていくことが将来の生活習慣病の予防につながることから、妊娠期からの健康診査・保健指導をはじめ、母子健康手帳の交付、健康教育、乳幼児健康診査、訪問指導など各事業の一層の充実に努めます。

### (4) 感染症の予防

感染症の罹患と重症化を予防するため、予防接種についての情報提供を行い、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図ります。

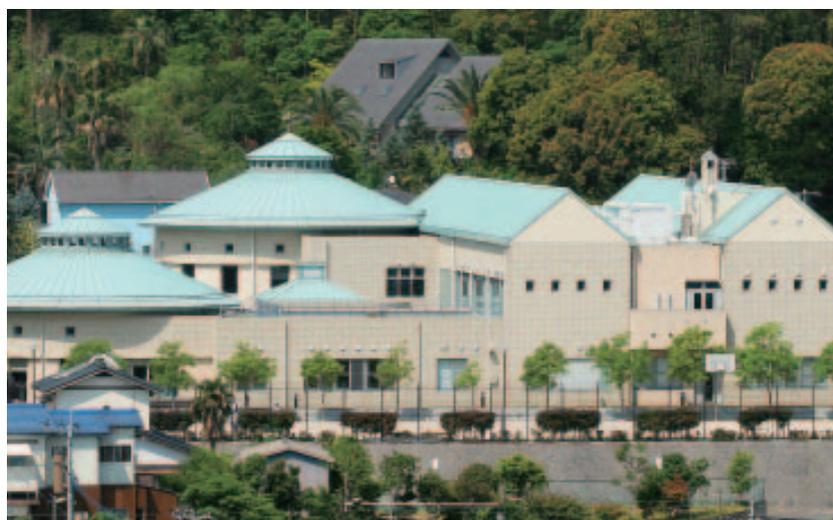
また、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症に関する正しい知識の普及や危機管理体制の強化に努めます。

### (5) 救急医療体制の充実

医師会や医療機関との連携・協力により、休日・夜間の救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
特定健診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	34.9	50
特定保健指導の実施率 (指導者数/特定保健指導者数)	%	62.9	70
胃がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	21.2	50
子宮頸がん受診率 (受診者数/20歳以上対象者数)	%	25.3	50
乳がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	30	50
大腸がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	11.4	50
肺がん検診受診率 (受診者数/40歳以上対象者数)	%	18.3	50
乳幼児健診の受診率・把握率 (受診率：受診者数/4か月乳幼児数) (把握率：把握数/4か月乳幼児数)	%	受診率 96.8 把握率 100	受診率 100 把握率 100
乳幼児健診の受診率・把握率 (受診率：受診者数/1歳6か月乳幼児数) (把握率：把握数/1歳6か月乳幼児数)	%	受診率 96.8 把握率 100	受診率 100 把握率 100
こにちは赤ちゃん訪問事業訪問率・把握率 (訪問率：訪問者数/4か月乳幼児数) (把握率：把握数/4か月乳幼児数)	%	訪問率 94.4 把握率 100	訪問率 100 把握率 100



宇美町健康福祉センター「うみハピネス」

## 基本目標④ 次代の担い手を育み、自己実現を進めるまち

### 施策4-1 子育て支援の充実

#### 現状と課題

本町では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画（うみっ子未来プラン）〔平成17～26年度〕の策定や、計画に掲げる各種の施策を推進し、子育て支援の充実に努めています。

保育所では、近年の保育ニーズの増大や多様化により、どの園も定員を超過し、年度途中には待機児童が発生し、学童保育でも一部で待機が出ています。両事業とも安定した運営を行うためには、保育士や指導員の確保が最大の課題です。また、老朽化が進む施設の維持管理や今後の運営のあり方が課題となっています。

子育て支援センターは開館後10年が経過し、日々多くの親子に利用され、地域の子育て拠点施設としての役割を担っています。また、ファミリーサポートセンター<sup>注21</sup>や病児病後児保育など地域における様々な子育て支援事業を展開しており、今後の活動を推進するためには、子育て支援に関わる人材育成が不可欠です。

児童虐待防止の取組として、関係機関などで構成する要保護児童対策地域協議会を設置して、要保護児童の早期発見や適切な対応などに努めており、今後も問題解決に向けた連携の強化が求められています。

平成27年4月から始まる新たな「子ども・子育て支援新制度」においては、少子高齢化の進行や子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援の質・量の不足などに伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して社会全体による「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」と「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する必要があります。

#### 施策の方向

保育の量的拡大と質の向上を図るとともに、地域での子育て支援を推進するなど安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組めます。

注21 ファミリーサポートセンター：子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と支援（預かり）ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行うもの。本町では、宇美町働く婦人の家「し～ず・うみ」内に事務所を設置し、アドバイザーが常駐して、会員登録のための定期的な講習会の開催や会員間の橋渡しを行っている。

## 施策の体系

### 4-1 子育て支援の充実

- (1) 保育の量的拡大及び質の向上
- (2) 学童保育の充実
- (3) 地域子育て支援事業の充実
- (4) 子育て世帯に対する経済的支援
- (5) 子どもの最善の利益を守る環境づくり
- (6) 子育て支援の人材育成

## 主要な取組

### (1) 保育の量的拡大及び質の向上

新設保育所の設置をはじめ、保育施設の環境整備を進めます。

また、保育士の確保と職員の資質の向上に努め、保育内容の充実を図ります。

### (2) 学童保育の充実

学童保育施設の環境整備を進めるとともに、安定的な運営を行うため、指導員の確保及び処遇改善に努めます。

### (3) 地域子育て支援事業の充実

子育て支援センター、ファミリーサポートセンター事業の充実を図り、地域における子育てを支援します。

### (4) 子育て世帯に対する経済的支援

児童手当、児童扶養手当の制度の周知を図り、漏れなく支給して家計の負担軽減に努めます。

### (5) 子どもの最善の利益を守る環境づくり

関係機関や団体などと連携し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

### (6) 子育て支援の人材育成

子育て支援ボランティアの育成や子育て支援サークルの活動を支援します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
保育所入所定員児童数	人/日	3歳未満児 236 3歳以上児 364	3歳未満児 323 3歳以上児 482
学童保育入所定員児童数	箇所・人	5小学校区8か所 430	5小学校区9か所 470
子育て支援センター「ゆうゆう」利用人数	人/年	6,571	7,000
ファミリー・サポート・センター会員数	人/年	175	200
要保護児童対策地域協議会（実務者会議）の開催回数	回/年	10	12
各種講座の開催回数	回/年	16	18



## 施策4-2 学校教育の充実

### 現状と課題

本町ではこれまで、教育は「人づくり」であり、宇美町におけるまちづくりの根幹をなすものとして、次代を担う子どもたちの確かな学力と豊かな心、健やかな体を育む学校教育の充実に図り「宇美」に誇りを持ち、健やかに生きる人づくりの実現に向けて教育行政を推進してきました。また、情報化、国際化への対応や教育環境の整備についても計画的に進めています。

しかしながら、生き抜く力の育成の面では、「わかる・できる」授業づくりの推進や学力格差の縮小などの学力向上に関すること、いじめ・不登校問題の解決や規範意識の高揚などの生徒指導に関する事などにおいては、今後も一層の努力が必要です。

また、学校運営への参画・促進については、コミュニティ・スクール<sup>注22</sup>の推進で、中学校区での目指す子ども像を共有する体制ができましたが、それを具現化する取組はこれからであり、合わせて地域住民がコミュニティ・スクールの良さを知る機会が少ないという課題もあります。

さらに、教育環境においては、学校施設の老朽化に対する計画的な対応、個に応じたきめ細やかな指導を行うための特別支援教育支援員の配置の促進などの課題が見られます。

### 施策の方向

研修などの充実を通して確かな学力を身に付けるための効果的な指導法や学び方などの研究を行うほか、読書を通して意欲的に自ら考え、表現する力を育みます。

また、小中連携による学習規律（立腰教育など）の徹底や挨拶指導、清掃指導の徹底を通して、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図るとともに、規範意識の向上を目指します。

さらには、コミュニティ・スクールの一層の推進を図ることによって、学校・家庭・地域の連携を深め地域住民の学校運営参画意識を高めるとともに、教育環境の整備を計画的に推進します。

注22 コミュニティ・スクール：学校、保護者、地域の三者で子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

## 施策の体系

### 4-2 学校教育の充実

- (1) 生き抜く力の育成
- (2) 学校運営への参画促進
- (3) 教育環境の整備

## 主要な取組

### (1) 生き抜く力の育成

学力については、まずは、教科などの目標や内容及び児童生徒の実態把握に関する研修などを充実させることによって、授業改善を一層推進するとともに、一人一人の課題に応じた少人数指導や補充学習、家庭学習の充実を図ります。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒についての実態把握に努め、よりきめ細やかで連続的な指導を行っていきます。

さらには、町立図書館との連携を図った学校図書館の機能充実を通して、本に親しむ習慣づくりを推進するとともに、学習規律（立腰教育など）、挨拶、清掃などの指導の徹底を図り、学力向上の基盤となる健やかな心と体の育成を図り、規範意識の高揚を目指します。

### (2) 学校運営への参画促進

コミュニティ・スクールを通して、保護者や地域住民、学校を支援できる既存の組織との連携を積極的に進めるとともに、中学校区での小中連携などを進め、小中9年間を通して地域の形成者たる市民性を育てるためのシステムの構築を図ります。

また、それぞれの取組についての情報を積極的に発信します。



### (3) 教育環境の整備

学校教育施設や設備の整備・充実を図るとともに、子どもの学習意欲を高め、学習理解を促進できるようICT<sup>注23</sup>環境の整備の充実を図ります。

また、適応指導教室や教育相談室と学校との連携を強め、教育相談や支援体制の効果的な運営を図るとともに、保護者と保育園・幼稚園・小学校・中学校及び教育委員会が連携しながら、最適な就学の在り方について相談できる環境づくりを進めます。

さらには、教育委員会と宇美町校長会とが連携し、教職員として必要な識見を獲得できる研修会の充実を進めるとともに、福岡教育大学との連携事業を活用するなど専門性に優れた講師を招請することで、教職員としての実践的指導力を高める研修の充実も進めていきます。

#### 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
「わかる・できる授業づくり」「子どもの主体的な学習づくり」「交流活動が活発な授業づくり」などを目指して、日々、授業改善を推進する学校数	校	—	8
挨拶指導、清掃指導、立腰教育や傾聴教育をはじめとする学習規律などの徹底を行っている学校数	校	—	8
学校関係者評価をもとにしたアクションプランを、保護者や地域に示している学校数	校	8	8
保護者、地域住民が自由に学校の様子を参観できる「オープン・スクール」の実施回数（各校最低回数）	回/年	3	3
「学校施設評価」の実施回数	回/年	小中学校 10.9 教育委員会 1	小中学校 12 教育委員会 1
月1回、「いじめに関するアンケート調査」を実施し、結果をもとにきめ細やかな個別指導・対応をしている学校数	校	8	8

注23 ICT：情報や通信に関する技術

## 施策4-3 生涯学習の推進

### 現状と課題

本町では、第4次総合計画において「まちづくりはひとづくり」を基本理念に掲げ、いつでもどこでも生涯を通じて学習していける環境づくり、輝く人づくりに取り組んできました。

また、第5次総合計画では、この輝く資産を継承し、「地域力」を原動力とした「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」に取り組み、宇美町の有する自然・歴史・文化・人材などを有機的に活用した各種講座などを開催し、生涯学習の機会の提供を行ってきました。

平成19年度には、図書館、生涯学習センターの機能を備えた地域交流センター「うみ・みらい館」を生生涯学習の拠点施設として、中央公民館、住民福祉センター、働く婦人の家「し〜ず・うみ」を生生涯学習関連施設「ふみの里まなびの森」とし、生涯学習の成果発表の場、学習機会の場、体験学習の場、ふれあいの場を提供してきました。

しかし、少子高齢化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど社会経済情勢の急速な変化に伴い、町民のニーズも年代により多様化しており、時代や年代層に適応した学習機会が求められています。

また、価値観やライフスタイルの多様化により希薄になった人間関係を回復するため、地域住民同士が学びあい、教えあう相互学習などを通じて、人と人との絆を高める役割も期待されています。

このため、町民の学習活動の成果をまちづくり、地域づくりに生かされる環境づくりが必要であり、今後は、生涯学習を基盤とした住民参画のまちづくりを図るため、町民の学習ニーズを把握しながら学習プログラムの充実を図り、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

### 施策の方向

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め、豊かな人生を送れるよう、主体的に学ぶことができる生涯学習の機会の充実に努めます。

## 施策の体系

### 4-3 生涯学習の推進

- (1) 生涯学習関連施設の充実
- (2) 図書館の充実
- (3) 生涯学習プログラムの整備と提供
- (4) 指導者の育成と団体などの活動支援
- (5) 学習成果の活用

## 主要な取組

### (1) 生涯学習関連施設の充実

生涯学習活動の拠点となる地域交流センター「うみ・みらい館」をはじめとした生涯学習関連施設において町民のニーズに応じた管理運営を行い施設の有効活用を図ります。

### (2) 図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層の様々な学習活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。

### (3) 生涯学習プログラムの整備と提供

各世代の学習ニーズの把握に努め、生涯学習関連講座などによる学習活動の場の充実に図るとともに、広報誌や町ホームページなどによる情報提供についても充実を図ります。

### (4) 指導者の育成と団体などの活動支援

様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努めます。

### (5) 学習成果の活用

町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり・地域づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習の成果を発揮できる環境づくりに努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
住民一人当たりの貸出点数	点/年	7.2	8.2
生涯学習関係機関（まなびの森コアゾーン）が実施する講座の参加者数	人	1,937	2,010

## 施策4-4 青少年の健全育成

### 現状と課題

核家族化・少子化の進行、情報社会の急速な進展など、青少年を取り巻く社会環境は近年著しく変化しています。そのような中で、子どもの体験活動や安全な居場所づくりの支援、家庭・地域の教育力の向上など、心の豊かさやたくましく生きる力を身に付けることのできる環境が求められています。

また、青少年をめぐる有害環境の浄化活動などを実施し、関係機関・団体、地域住民との連携による地域力を高めていく必要があります。

さらには、インターネットの普及や情報・通信分野などのグローバル化が飛躍的に拡大し、様々な分野において国際化を進展させています。そのため、次代を担う青少年の国際感覚育成を図る必要があります。

### 施策の方向

青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と、家庭、地域、学校などが一体となって取り組む体制を確立し、青少年の体験活動や国際交流事業など青少年団体の育成・支援を推進します。

また、みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

### 施策の体系

#### 4-4 青少年の健全育成

- (1) 青少年の体験活動などの充実
- (2) 関係機関・団体などが連携した青少年健全育成
- (3) 国際交流事業の推進

## 主要な取組

### (1) 青少年の体験活動などの充実

子ども達に多様な体験活動や学習の場を提供することで、子どもの自主性・主体性・創造性の確立と、家庭や地域の教育力向上への意識啓発を図ります。

### (2) 関係機関・団体などが連携した青少年健全育成

青少年の健全育成を図るため、関係機関・団体と連携し家庭や地域の教育力向上に努め、青少年関係団体の活動及び各種事業を支援し自主的な活動が実践できる次代のリーダーの育成を推進します。

また、青少年関係団体と連携し、青少年をめぐる非行や犯罪被害の予防と抑止を図るため、有害環境の浄化活動などを促進します。

### (3) 国際交流事業の推進

本町においては、大野城築城に関する歴史的なつながりにより、昭和61（1986）年から大韓民国忠清南道扶餘教育支援庁との学生相互交流を行っており、この交流をさらに充実させ継続的に実施します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
ふみの里まなびの森フェスタ (子ども体験学習及び少年少女の主張大会)の来場者数	人	920	970
町内店舗立入調査回数	回/年	2	2
「宇美町少年の翼」「扶餘サピ少年団」 交流事業の参加者数	人	11	20



宇美町青少年育成町民会議の構成団体の方々による「あいさつ・声かけ運動」

## 施策4-5 スポーツ活動の推進

### 現状と課題

本町では、多種多様な社会体育施設や学校施設が整備されており、これらの施設を利用して、スポーツ活動が活発に行われています。また、町民参加型の大会や子どもたちのスポーツ団体による事業が実施されています。

さらに、総合型地域スポーツクラブ<sup>注24</sup>「ふみの里スポーツクラブ」により、多種目、多世代、多志向のスポーツ活動の場が提供されています。

平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック開催によるスポーツへの関心が高まる中で、一人でも多くの町民が、生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を行うことができる環境づくりが求められています。

### 施策の方向

全ての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに努めます。

また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な運営に努めます。

### 施策の体系

#### 4-5 スポーツ活動の推進

- (1) スポーツを通じた健康づくりの推進
- (2) 社会体育及び学校施設の有効活用
- (3) スポーツ関係団体の支援
- (4) スポーツ振興事業の充実
- (5) スポーツ指導者の養成・活用

注24 総合型地域スポーツクラブ：生涯スポーツ社会の実現に向けて、平成7（1995）年から文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つで、多種目、多世代、多志向の住民ニーズに応じて展開される地域密着型のスポーツクラブ。

## 主要な取組

### (1) スポーツを通じた健康づくりの推進

町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を実施することで、町民の健康づくりを推進します。

### (2) 社会体育及び学校施設の有効活用

既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。

### (3) スポーツ関係団体の支援

体育協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ「ふみの里スポーツクラブ」などの育成及び支援に努めるとともに、町民の自主的なスポーツ活動の活性化を図ります。

### (4) スポーツ振興事業の充実

国、県などからの情報を収集し、子どもから高齢者までがスポーツを始めるきっかけとなる事業の充実を図り、特に子どもの体力・運動能力の向上に努めます。

### (5) スポーツ指導者の養成・活用

町民やスポーツ団体などのニーズを踏まえ、質の高い指導者を養成し、積極的な活用を図ります。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
町民スポーツ大会参加者数	人/年	2,147	2,200
スポーツ施設利用者数	人/年	256,570	265,000
スポーツ事業参加者数	人/年	118	150



## 施策4-6 芸術・文化活動の推進

### 現状と課題

本町では、「宇美町民文化のつどい」、「糟屋地区美術展」及び「福岡 I ブロック芸術文化のつどい」を通じ、様々な芸術・文化活動を推進しています。

これらの特色ある芸術・文化行事は、参加のみならず、観る者も楽しめる貴重な財産となっています。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実などに努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

また、町外での芸術・文化行事を通じ、各種芸術文化団体の交流促進に努める必要があります。

### 施策の方向

町民主体の芸術・文化活動を支援するとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実に努めます。

### 施策の体系

#### 4-6 芸術・文化活動の推進

- (1) 芸術・文化団体の活動促進
- (2) 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実

## 主要な取組

### (1) 芸術・文化団体の活動促進

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

また、町外での芸術・文化行事を通じ、各種芸術・文化団体の交流促進に努めます。

### (2) 芸術・文化の鑑賞発表機会の充実

町の特徴を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
芸術文化関係事業の出演者数	人	1,027	1,050
芸術文化関係事業の参加者数	人	5,132	5,200



「宇美町民文化のつどい」の作品展示

## 施策4-7 読書活動の推進

### 現状と課題

平成19年度に町立図書館が開館して以来、図書資料は順調に整備され、平成26年3月現在約13万5千点に及びます。今後は、レファレンスサービス<sup>注25</sup>などの機能面の充実に努め、積極的に資料や情報を町民に届ける取組が求められます。

一方、子どもの読書活動は第1次推進計画を経て、学校（園）・家庭・地域・行政連携のもと進められてきましたが、「電子メディアへの依存」や「小学生、中学生、高校生と高年齢になるほど読書活動が低調になる」などの課題解決には至っていません。早急に第2次推進計画を作成し、子ども読書活動を推進する必要があります。

読書活動を推し進める大きな要因は、ボランティア活動など町民自身の力です。これまで個々の読書ボランティアとの連携を進めてきましたが、町内各所で活動する団体のネットワーク化は図られてきませんでした。このため、連絡会や情報交換会を持つなどの取組に着手する必要があります。

### 施策の方向

町民の生涯学習を推進するため、人々の暮らしに役立ち、現代的な課題に対応した、そして地域の文化を創造する資料や情報の収集・提供に努め、「地域の情報拠点」を目指します。

さらに、町民やボランティアと共働してより一層の読書活動の普及を図ります。

### 施策の体系

#### 4-7 読書活動の推進

- (1) 生涯学習を推進する図書資料の整備
- (2) レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供
- (3) 子ども読書活動の推進
- (4) 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進

注25 レファレンスサービス：情報を求めている図書館利用者に対して、図書館員がその求めに応じて回答となる情報の提供又は情報源の指示、提供のサービス。

## 主要な取組

### (1) 生涯学習を推進する図書資料の整備

町民の課題に即応し図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。

### (2) レファレンスサービスの充実及び情報交流の場の提供

「レファレンスサービス」や「課題解決サービス」を促進するため、恒常的な職員のスキルアップを図ります。

また、スペースを活用した「滞在型図書館」の実現や生涯学習関連事業との連携を通じ、町民相互の情報交流の場を目指します。

### (3) 子ども読書活動の推進

「第2次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、町立図書館を核としながら学校(園)・家庭・地域などが連携して子どもの読書活動を推進します。

### (4) 読書ボランティアなどと共働した読書活動の推進

読書ボランティアの養成、活動支援を進めるとともに、音訳ボランティアなど幅広い団体と共働した取組に努めます。

また、図書館や学校、地域などで活動する読書ボランティアのネットワーク化を図ります。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
図書蔵書冊数	冊	134,887	150,000
レファレンス利用件数	件/年	1,936	2,000
子ども(18歳以下)の貸出点数	点/年	62,477	70,000
読書ボランティアと共働で開催する「おはなし会」などの回数	回/年	24	48



## 基本目標⑤ 産業の振興で活気を生むまち

### 施策5-1 商工業・サービス業の振興

#### 現状と課題

本町の商店は小売業を主とし、小規模経営で家族労働による商店が多くなっています。近年、都市部への購買力流出にあわせて、地元需要の減少も影響し、厳しい商店経営となっています。

最近では、インターネットや電話による通販も高齢者から若い人まで普及するなど、消費者の買い物に対する選択が広がり、個店における店舗販売の衰退に拍車をかけています。

また、企業誘致は雇用の創出による若者の定住と税収の増加をもたらすものと期待されますが、景気の冷え込みや、製造業を中心とした外国への工場移転などにより、企業誘致の環境は厳しいものになっています。

このため、商工会との連携のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上などを促進していく必要があります。

また、商工会などとの連携のもと、既存企業の体質強化、近代化に向けた支援はもとより、農林業と商工業が連携した取組が必要となっています。

#### 施策の方向

活力がみなぎり、魅力ある産業づくりの一環として、商工会と連携し、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

また、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、企業誘致を進めるとともに、既存企業の体質強化を促進します。

## 施策の体系

### 5-1 商工業・サービス業の 振興

- (1) 近代的・魅力的な商業活動の促進
- (2) 既存企業の体質強化の促進
- (3) 企業誘致の推進
- (4) 特産品開発、新産業創出への支援

## 主要な取組

### (1) 近代的・魅力的な商業活動の促進

商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化を図り、経営の近代化や後継者の育成、新規開業者の発掘など地元商店ならではの地域に密着したサービスの展開、観光と連携した特産品の開発・販売などを促進します。

### (2) 既存企業の体質強化の促進

商工会との連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。

また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

### (3) 企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、優良企業などの立地を促進するとともに、新たな企業への誘致を図るための優遇措置、優遇制度の整備を推進します。

### (4) 特産品開発、新産業創出への支援

起業化や新産業・新ビジネスの創出に向け、関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発体制の整備を図り、農産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
商工会が実施する各種セミナーの情報発信件数	件/年	0	12
セーフティネット申請件数	件/年	34	34
県へ工場団地情報の提供回数	回/年	1	1

## 施策5-2 農林業の振興

### 現状と課題

本町の農業は、土地利用型農業を中心として、米を基幹に野菜を取り入れた複合経営であり、効率的かつ安定的な農業経営を目指しています。

本町は、福岡市近郊に位置するため都市化現象が進み、それに伴う農地の転用と他産業への移動に伴う兼業化が進み、農業後継者不足、高齢化などによる経営規模の縮小などが深刻な課題となっています。

また、今後、老朽化などによりその機能に支障をきたすおそれがある農業用施設（水路、ため池、井堰など）の計画的な改修などが必要です。

本町の森林面積は、本町の総面積の約61%を占めています。今後、保育、間伐を適正に実施し、計画的に整備していく必要があります。

また、農地や森林の持つ水源涵養や多面的機能に着目し、保全に努める必要があります。

### 施策の方向

計画的な農業基盤の整備、農地の利用集積<sup>注26</sup>による農地の利用を行い、農産物の需給動向に即した生産性の高い農業を目指します。

森林が持つ水源涵養、山地災害の防止機能などの多面的機能に着目し、計画的な森林整備を図るとともに、木材の有効活用に向けた伐採を目指します。

農作物、木にふれることを通じて、農林業へ親しむことができるよう努めます。



注26 農地の利用集積：農業の担い手に対し、農地の利用権、使用貸借権などにより農地の利用を集約化すること。耕作放棄地などの農地を集積することにより、農地の効率的な利用、生産性を高め経営規模の拡大を図ることを目的としている。

## 施策の体系

### 5-2 農林業の振興

- (1) 農業生産基盤の充実
- (2) 担い手の育成・農地の保全
- (3) 農業への理解・体験
- (4) 計画的な森林施業の促進
- (5) 森林への理解・体験

## 主要な取組

### (1) 農業生産基盤の充実

国、県などの補助事業を活用し、農業用施設の改修などを計画的に行います。

### (2) 担い手の育成・農地の保全

認定農業者制度<sup>注27</sup>などによる農業振興推進事業の活用、後継者不足や高齢化などにより耕作できなくなった農地の利用集積を推進し、農地の保全に努めます。

### (3) 農業への理解・体験

農作物の栽培、収穫を通じて、土に親しみ農業に対する理解に努めます。

### (4) 計画的な森林施業の促進

森林所有者の意識の高揚、合意形成を図りながら、計画的な森林整備を行い、木材の利用促進を図ります。

### (5) 森林への理解・体験

木とふれあう機会を設け森林への理解に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
農地の利用集積率 (農地利用集積面積/水田面積)	%	18.9	22.0
農業体験などの開催回数	回	1	1
間伐等森林整備面積	ha	12	15
木工工作などの開催回数	回	1	1

注27 認定農業者制度：意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため「農業経営改善計画」を作成し、町が認定する制度。

## 施策5-3 観光の振興

### 現状と課題

本町は、宇美八幡宮や光正寺古墳、大野城跡など、有力な歴史的・文化的資源を活用し、観光振興に取り組んできました。

しかし、これらの資源も年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・交流の資源としては十分に活用されておらず、安定した観光入込客の確保も必要となっています。

このため、自然志向・健康志向の強まりやいやしを求めるニーズの増大、既存観光・交流資源の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、体験型観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取組を町一体となって進めていく必要があります。

### 施策の方向

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取組を一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めます。

### 施策の体系

#### 5-3 観光の振興

- (1) 観光・交流資源の充実・活用
- (2) 体験型観光の充実
- (3) PR活動の推進
- (4) 広域観光体制の充実

## 主要な取組

### (1) 観光・交流資源の充実・活用

既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。また、通年型の観光の確立を図ります。

### (2) 体験型観光の充実

自然・歴史・文化・人々などとふれあう体験型観光の拡充に努めます。

### (3) P R活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページの充実、マスメディアの活用などを通じ、本町の観光についてのP R活動を推進します。

### (4) 広域観光体制の充実

広域観光ルートづくりや広域的なP R活動の推進など、地域一体となった観光振興施策を推進します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
昭和の森山開き入山者数	人	2,274	3,000
学習型観光施設数	施設	—	3
観光入込客数	千人/年	899	1,000
福岡都市圏周遊ルートの設定数	ルート	—	1



国指定特別史跡 大野城跡の「百間石垣」

## 基本目標⑥ 住みやすい環境づくりを進めるまち

### 施策6-1 道路・交通網の充実

#### 現状と課題

本町の道路網は、主要地方道3路線によって町の骨格が形成されており、安全で円滑に走行できる広域道路ネットワークの構築に向け、主要地方道筑紫野古賀線や福岡太宰府線の整備を推進しています。しかし、場所によってはいまだ交通渋滞が発生しており、沿線住民及び歩行者の安全性の向上のため、一層の整備推進が必要です。

また、全長約4.6kmにわたる旧国鉄勝田線跡地は、沿道に配置された憩いの場を結ぶ緑道として利用されており、今後も良好な利用環境を維持する必要があります。

この他、身近な生活道路においても利用者の安全性向上に向けた整備に取り組む必要があります。

また、本町の公共交通は、JR香椎線と西鉄バス、福祉巡回バス（ハピネス号）があり、通勤、通学や高齢者などの足として重要な役割を担っており、今後もこれらの機能を推進していく必要があります。

#### 施策の方向

本町と他の市町間を結ぶ広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性向上のため、町全体の交通網や交通需要などを把握し、町内道路網の長期・計画的な整備を行うとともに整備済み道路の適正な維持管理を行います。

また、公共交通機能の乗継改善による利便性の向上に向けて取り組みます。

#### 施策の体系

##### 6-1 道路・交通網の充実

- (1) 幹線道路ネットワークの形成
- (2) 生活道路の利用環境の維持・向上
- (3) 公共交通ネットワークの形成

## 主要な取組

### (1) 幹線道路ネットワークの形成

本町と他の市町間を結ぶ広域幹線道路や、町内の移動を支える幹線道路で構成される幹線道路ネットワークの構築に向け、関係機関と連携しながら将来の財政的負担を踏まえ、未整備区間の整備を推進するとともに、町内の交通ネットワークを構築し、町内交通においては、遅延などがなく移動時間の定時制が図れ、さらなる利便性の向上につながるよう努めます。

### (2) 生活道路の利用環境の維持・向上

身近な生活道路については、地域の要望に応じた安全対策を実施し、特に通学路の安全性向上のため、危険箇所の改善や歩行空間の確保に努め、環境や景観に配慮した安全で快適な道づくりを進めます。

また、旧国鉄勝田線跡地を活用した緑道については、沿道に配置された憩いの場とともに適正に維持管理を行い良好な利用環境を維持します。

### (3) 公共交通ネットワークの形成

町民の日常生活に不可欠なJRや西鉄バスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バスを運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。

また、JR宇美駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係機関と連携してさらなる機能充実に向け取り組みます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
都市計画道路志免宇美線（第二工区）に係る進捗率 事業認可期間 H27年～H35年 (H27年～H30年事業費/全体総事業費)	%	—	44.4
町道管理者の瑕疵に起因する 町道事故発生件数	件	0	0

## 施策6-2 都市機能の集約

### 現状と課題

JR宇美駅周辺には、西鉄バスや福祉巡回バスが経由しており、役場や大規模商業施設をはじめ、銀行・病院・郵便局・図書館などの生活関連施設や、宇美八幡宮などの歴史・文化施設などがコンパクトに集まっています。

町内各地域での快適な生活を支えるため、防犯対策・防災対策・生活道路など身近な生活環境の改善が求められています。これらを踏まえ、魅力ある市街地の形成と地域ごとに必要な生活利便施設を誘導する必要があります。

### 施策の方向

JR宇美駅周辺を中心地とした魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、地域の特性に応じた都市機能の立地誘導・集約化を行います。

### 施策の体系

#### 6-2 都市機能の集約

- (1) 都市機能の立地誘導・集約化
- (2) 中心市街地の機能充実
- (3) 住居表示整備事業の実施

## 主要な取組

### (1) 都市機能の立地誘導・集約化

中心市街地における魅力ある市街地の形成や地域ごとの生活利便性向上に向け、都市計画の変更なども視野に入れながら、各地域に応じた都市機能（保健・医療・福祉、教育、消費・金融、情報・娯楽・文化・スポーツ、交通・生活基盤など）の立地誘導・集約化を行います。

### (2) 中心市街地の機能充実

JR宇美駅周辺については、中心市街地として町の玄関口にふさわしいシンボルを形成し、さらなる都市・生活環境の整備を推進していくとともに、今後の高齢化社会に配慮した安全で快適な歩行空間を構築していきます。

### (3) 住居表示整備事業の実施

未実施区域の住居表示整備を推進し、実施区域の定期的な表示板などの調査、修繕、台帳整備を実施します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
都市計画マスタープランにおける土地利用の見直し面積 (都市計画区域内)	ha	—	2,159
住居表示実施率 (住居表示実施面積／住居表示計画区域面積)	%	84	88



JR宇美駅前広場

## 施策6-3 上・下水道の整備

### 現状と課題

本町では、老朽管の更新に努め、安全・安心な飲料水の安定的な供給を図っています。

今後も、引き続き水道施設の更新、水質管理体制の強化を図り、安定供給に努める必要があります。

また、公共下水道については、その整備により、公共用水域の水質改善や自然環境の保全に役立てるとともに、生活環境の改善が求められます。

### 施策の方向

安全な水を安定して供給するため、老朽化した設備の更新や施設整備を行い、ゆとりある施設能力を確保するとともに、災害にも強い水道施設づくりに努めます。

また、公共下水道の普及率の向上とともに水洗化の促進に努め、公共用水域の水質保全を図ります。

### 施策の体系

#### 6-3 上・下水道の整備

- (1) 水道施設などの計画的な更新
- (2) 上下水道事業の健全運営
- (3) 下水道整備の推進
- (4) 上下水道に対する意識の高揚

## 主要な取組

### (1) 水道施設などの計画的な更新

水道管路の老朽化に対応した計画的な更新と、水道施設耐震化事業により耐震化に努めます。

### (2) 上下水道事業の健全運営

上下水道事業の料金の適正化、事務事業の合理化、効率化や経費の節減などを進め、公営企業として事業の健全運営に努めます。

### (3) 下水道整備の推進

下水道整備済区域内は、公共下水道への接続の推進を図ります。

また、下水道計画区域内の未整備区域は、計画的な整備を実施します。

### (4) 上下水道に対する意識の高揚

上下水道事業にかかわる啓発活動に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
上水道配水管更新率 (更新延長／総延長)	%	74.7	79.0
企業債残高(上水)	百万円	1,524	1,013
地方債残高(下水)	百万円	8,207	6,396
公共下水道普及率 (処理区域内人口／行政人口)	%	86.3	86.6
下水道整備面積	ha	644	651.5



## 基本目標⑦ 自然と共生する魅力あふれるまち

### 施策7-1 循環型社会形成の推進

#### 現状と課題

現在、ごみは15分別で収集しており、平成25年度からは危険ごみを安全に収集・処理するため、65箇所の拠点回収所を設置しています。

また、地域と協議のうえステーションごみ集積所設置を推進しています。

ごみの収集は、民間委託の方式で行っており、須恵町外二ヶ町清掃施設組合へ可燃物の処理の委託（RDF<sup>注28</sup>化）、同組合から出る不燃物の埋立ての受託の相互委託となっています。

製造されたRDFは、大牟田発電所へ燃料として処理を委託しています。

この須恵町外二ヶ町清掃施設組合との委託期間は平成14年12月から平成30年3月末まで、大牟田発電所との委託期間も平成30年3月末までとなっています。委託期間を踏まえ、今後の可燃物の処理方法を検討していく必要があります。

資源物は、平成21年度から宇美町・志免町衛生施設組合で再資源化処理を行っています。

平成23年度から平成26年度にかけて最終処分場2期工事を行っています。

し尿は、許可業者が収集し、宇美町・志免町衛生施設組合で処理を行っています。下水道の普及に伴い処理量は減少しています。

#### 施策の方向

循環型社会の更なる推進に向け、ごみの排出抑制やリサイクル率の向上、し尿の適正処理、環境美化などを推進します。



宇美志免リサイクルセンター「エコル」

注28 RDF：家庭で捨てられる生ごみやプラスチックごみなどの廃棄物を固形燃料にしたもの。

## 施策の体系

### 7-1 循環型社会形成の推進

- (1) ごみ収集・処理体制の充実
- (2) ごみ減量化・4 R運動の促進
- (3) 不法投棄の予防
- (4) し尿の適正処理
- (5) 清掃美化活動の促進

## 主要な取組

### (1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の充実に努めます。

### (2) ごみ減量化・4 R運動<sup>注29</sup>の促進

広報・ホームページなどによる周知で、町民や事業者の自主的な4 R運動をはじめ、ごみの減量化を促します。

### (3) 不法投棄の予防

地域や警察署と連携し、町内パトロールの実施やモラル向上に向けて啓発活動を継続します。

### (4) し尿の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥については引き続き宇美町・志免町衛生施設組合において適正に処理を行います。

### (5) 清掃美化活動の促進

美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業やボランティア活動を支援します。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
もえるごみ収集量	t/年	7,681.7	7,662

注29 4 R運動：リフューズ（Refuse：ごみの発生回避）、リデュース（Reduce：ごみの排出抑制）、リユース（Reuse：製品、部品の再利用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の頭文字をとった運動。

## 施策7-2 自然環境と公園・緑地・水辺の保全

### 現状と課題

本町は豊かな自然に恵まれており、この保全が求められています。

公園や緑地は、単なる子どもの遊び場としてだけでなく、地域の交流・憩いの場、レクリエーション活動の拠点、災害時のオープンスペースなど重要な役割を担っています。

このため、町民の身近な公園・緑地が、安全で利用しやすくなるよう効率的で適切な維持管理に努めていく必要があります。

また、公園の遊具においては老朽化が進んでいるため、利用状況を確認しながら修理や撤去などの対策が必要です。

### 施策の方向

自然環境の保全とともに、町民の交流・憩いの場、子育て世代の安全安心な子どもの遊び場を確保するため、身近な公園・緑地の維持管理の充実を図ります。

### 施策の体系

7-2 自然環境と公園・緑地・  
水辺の保全

- (1) 自然環境の保全
- (2) 身近な公園・緑地の維持管理
- (3) 一本松公園（昭和の森）の活性利用

### 主要な取組

#### (1) 自然環境の保全

本町の優れた自然環境を保全するとともに景観にも配慮します。

#### (2) 身近な公園・緑地の維持管理

地域の交流・憩いの場や子どもの遊び場を確保するため、公園・緑地の遊具及び水辺、樹木の保全管理に努めます。

#### (3) 一本松公園（昭和の森）の活性利用

自然的資源に恵まれた魅力ある公園として活用し、観光振興につなげます。

また、PR活動に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
公園施設・遊具に起因する事故件数	件/年	—	0



一本松公園（昭和の森）

## 施策7-3 文化財の保存と活用

### 現状と課題

本町では、国指定特別史跡「大野城跡<sup>注30</sup>」や国指定史跡「光正寺古墳<sup>注31</sup>」などの史跡及び国指定天然記念物の「湯蓋の森<sup>ゆぶた</sup>」、「衣掛の森<sup>きぬかけ</sup>」<sup>注32</sup>などを有する宇美八幡宮など、貴重な文化財について保護を行っています。

また、県指定無形民俗文化財「宇美神楽」などの伝統民俗芸能についても、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めています。

これら文化財の適切な調査研究を継続し、調査研究の結果に基づいた保存・活用などに努め、より多くの人々が本町の歴史、風土や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

また、活用事業を通して、学校や地域への文化財保護啓発活動を図るため、教育普及事業を推進する必要があります。

### 施策の方向

文化財の環境整備に努め、保存・活用について、庁内関係各課、町内の各団体及び関連自治体と連携し、広域にわたり推進します。

また、文化財の調査研究及び教育普及に努めます。

### 施策の体系

#### 7-3 文化財の保存と活用

- (1) 文化財の保存
- (2) 文化財の活用

注30 大野城跡：西暦665年に築造された日本最古の朝鮮式山城。全長約8kmの土塁で囲まれており、土塁内の約80%は宇美町内にある。

注31 光正寺古墳：糟屋郡内最大の前方後円墳。

注32 「湯蓋の森」、「衣掛の森」：宇美八幡宮境内にある巨大なクスの木。

## 主要な取組

### (1) 文化財の保存

指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。

また、伝統民俗芸能などの無形文化財についても、保存団体を支援し、積極的にその保存・伝承に努めます。

### (2) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を通じて、町民への意識の向上を図ります。

また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

さらに、指定文化財について、関係機関との連携により活用を図り、観光振興の推進に役立てます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
町指定文化財の指定件数	件	6	8
文化財活用事業の参加者数	人/年	130	200



国指定史跡 光正寺古墳

## 基本目標⑧ 個人を尊重し行政経営を進めるまち

### 施策8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

#### 現状と課題

本町では、基本的人権の尊重の精神が全ての人に正しく身につくよう人権教育・啓発を推進するとともに、差別や偏見のない社会を築くため、平成25年3月に「宇美町人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権意識の高揚のため広報誌などを通じた多様な情報提供や啓発活動に努めてきました。

また、小・中学校において、発達段階に応じて人権尊重を基本とした教育を推進しています。

今後とも、関係機関・団体などと連携し、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、偏見や差別のない心豊かな、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指していかなければなりません。

男女共同参画については、今後、少子高齢化が一層進む中で、さらに重要性を増すことが予想されることから、意識改革や各種委員会、審議会への女性の登用をはじめ、幅広い分野への男女の参画を促す諸施策を積極的に推進し、着実に進展させていくことが必要です。

#### 施策の方向

一人一人の人権が尊重され、人権の大切さを再認識するとともに、差別や偏見のない社会を築くための取組を総合的に進めます。

また、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、男女共同参画計画に基づく、意識づくりや環境づくりを進めます。

#### 施策の体系

##### 8-1 人権尊重・男女共同参画の推進

- (1) 人権政策の総合的推進
- (2) 人権教育・啓発推進体制の充実
- (3) 人権問題に関する相談体制の充実
- (4) 男女共同参画に向けての意識づくり
- (5) 男女が共に生きる環境づくり
- (6) 自立した生き方づくり

## 主要な取組

### (1) 人権政策の総合的推進

「宇美町人権教育・啓発基本指針」に基づき、人権施策を総合的に推進します。

### (2) 人権教育・啓発推進体制の充実

宇美町人権教育推進協議会をはじめ関係機関・団体と連携し、7月の「宇美町人権問題啓発強調月間」における人権問題啓発講演会や街頭啓発、各種月間の取組など、人権が尊重される教育及び啓発の推進体制の充実を図ります。

### (3) 人権問題に関する相談体制の充実

人権擁護委員、関係団体などと連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護などの取組の充実を図ります。

### (4) 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画計画に基づき、広報・啓発活動などを通じ、男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。

また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。

さらに、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実を図ります。

### (5) 男女が共に生きる環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進など、仕事と家庭生活の両立支援に努めます。

また、情報提供や活動支援などを通じ、地域活動における男女共同参画を促進します。

さらに、女性団体・リーダーの育成や審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

### (6) 自立した生き方づくり

一人一人が自立し、自分らしい生き方ができるよう、自立・能力開発の視点に立った学習機会や情報の提供に努めます。

## 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
宇美町人権問題啓発講演会の参加者数	人	206	330
審議会、委員会などにおける女性の登用率 (女性委員数/審議会、委員会などの総委員数)	%	11.5	30.0



1日人権擁護委員による啓発活動

## 施策8-2 行政経営の推進

### 現状と課題

本町では、「再生のまちづくり—まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり—」を基本理念とした第5次総合計画を平成23年7月に策定しました。

第5次総合計画を受け、行政資源（「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」）が有機的に関連した行政運営を行うため、「PDCAサイクルによるマネジメント」、「目標による管理」などの経営手法の導入・確立を図っています。

また、行政改革大綱に則して行財政改革を進め、簡素で効率的な行政運営を行うため、組織、機構の見直しや人材の育成を図るなど効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

これまでの行財政改革の取組により、一般職に属する常勤職員の削減、土地開発公社の解散、小学校給食調理などの業務の民間委託、電算システムの共同利用など、一定の成果を挙げてきました。

社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進などにより、糟屋地区1市7町のなかでも、特に厳しい財政状況が続いている中で、真に必要な行政サービスを実施するための財源確保は極めて重要な課題であり、歳入・歳出の改革にこれまで以上に積極的に取り組むことが必要です。

### 施策の方向

町民に信頼され、安心して生活できる行財政運営を進めるため、その効率化に取り組みながら、行政サービスの向上に努めます。

平成27年度から平成30年度を計画期間とする「中期財政計画」（財政規律）を定め、それに基づく財政改革に取り組みます。

## 施策の体系

### 8-2 行政経営の推進

- (1) 計画的・効果的な行政の推進
- (2) 健全な財政基盤の確保
- (3) 効果的・効率的な財政運営の確立
- (4) 人材の育成
- (5) 社会資本の維持管理・更新
- (6) 広域行政の推進

## 主要な取組

### (1) 計画的・効果的な行政の推進

総合計画に基づく政策・施策を計画的かつ効果的に実施するため、P D C Aサイクルによるマネジメントをより一層推進し、総合計画の進捗管理を行います。

### (2) 健全な財政基盤の確保

歳入（見込み）や本町の財政規模に見合った予算編成を行うための歳入・歳出の改革に取り組むとともに、地方債残高の適正な管理を行うなど、財政規律を遵守した財政運営を行います。

### (3) 効果的・効率的な財政運営の確立

新地方公会計に的確に対処し、財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

### (4) 人材の育成

人材育成基本方針のもと、職員一人一人が持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。職員研修の充実を図り、プロ意識の自覚を促し、職員個々の自主性を育成することに努めます。

また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を導入し、職員の実績や努力に応えることで更にモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

### (5) 社会資本の維持管理・更新

全ての公共・公用施設の現状を調査し、修繕及び長寿命化に要する費用の算出や優先順位を決定するほか、建替え・統廃合についても検討を行い、適正な保全計画を策定するよう努めます。

## (6) 広域行政の推進

広域的な行政課題については、周辺市町と連携して効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。

### 目標指標

指標名	単位	平成25年度 (基準)	平成30年度 (目標)
経常収支比率 <sup>注33</sup> (経常的経費充当一般財源等の額/経常一般財源等の額)	%	93.4	92.9
基金残高 (財政調整基金 <sup>注34</sup> + 減債基金 <sup>注35</sup> )	億円	7.4	8.5
町税現年課税分収納率 (収納額/調定額)	%	98.1	98.4
職員に対する庁内研修の実施回数	回/年	3	3



注33 経常収支比率：財政構造の弾力性を図る指標で、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税などの経常一般財源との比率。この比率が低いほど、財政構造が弾力性に富んでいることになる。

注34 財政調整基金：災害復旧、その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てる基金。

注35 減債基金：町債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するために積み立てる基金。



---

---

# 資料編

---

---



## 第6次宇美町総合計画策定の経過

平成25年6月	宇美町のコミュニティづくりに関するアンケート <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳以上の町民1,000人</li> <li>・ 回収数481</li> </ul>
平成25年11月	第6次宇美町総合計画策定のためのアンケート <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の小学6年生及び中学3年生の全数</li> <li>・ 回収数703</li> </ul>
平成25年11月5日	第1回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次宇美町総合計画策定方針について</li> <li>・ 第6次宇美町総合計画策定体制について</li> </ul>
平成25年11月18日	第2回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇美町総合計画まちづくり座談会（関係団体）への参加団体の選定について</li> </ul>
平成25年12月18日	宇美町総合計画まちづくり座談会(関係団体) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加団体14</li> </ul>
平成26年5月12日	第3回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について</li> </ul>
平成26年7月2日	第1回宇美町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状交付</li> <li>・ 会長・副会長選出</li> <li>・ 諮問</li> <li>・ 策定体制・スケジュール説明</li> </ul>
平成26年9月22日	第4回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について</li> </ul>
平成26年10月1日	第5回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次宇美町総合計画基本構想（検討案）について</li> </ul>
平成26年10月23日	第2回宇美町総合計画審議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民意識調査、小中学生アンケート、まちづくり座談会（関係団体）の報告について</li> <li>・ 第6次宇美町総合計画基本構想（素案）について</li> </ul>
平成26年11月10日	第6回第6次宇美町総合計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第6次宇美町総合計画基本構想（素案）」に対する総合計画審議会から提言された意見の対応について</li> </ul>

平成26年11月25日	<p>第3回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宇美町第5次総合計画の概要、宇美町第5次総合計画達成状況調査について</li> <li>・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）の修正案について</li> </ul>
平成26年12月4日	<p>第7回第6次宇美町総合計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）に対する総合計画審議会から提言された意見の対応について</li> <li>・第6次宇美町総合計画における目標・指標の設定について</li> <li>・第6次宇美町総合計画実践計画（検討案）について</li> </ul>
平成26年12月25日	<p>第4回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次宇美町総合計画基本構想（素案）の修正案について</li> <li>・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案）について</li> </ul>
平成27年1月6日	<p>第8回第6次宇美町総合計画策定委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次宇美町総合計画における目標・指標の設定について</li> </ul>
平成27年1月15日～ 2月5日	<p>第6次宇美町総合計画（素案）に対する意見募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出数2件</li> </ul>
平成27年1月23日	<p>第5回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案）の修正案について</li> <li>・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案：第2稿）について</li> </ul>
平成27年2月13日	<p>第6回宇美町総合計画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次宇美町総合計画前期実践計画（素案：第2稿）の修正案について</li> <li>・第6次宇美町総合計画（素案）のパブリックコメントの報告について</li> <li>・第6次宇美町総合計画（素案）の答申</li> </ul>

## 宇美町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 ・ 役 職
会 長	安 川 博	前宇美町長
副会長	白 水 英 至	宇美町議会 議長
委 員	藤 木 匠	宇美町議会 副議長
委 員	藤 野 莞 嗣	宇美町議会 総務建設常任委員長
委 員	飛 賀 貴 夫	宇美町議会 厚生文教常任委員長
委 員	古 賀 ひろ子	宇美町議会 議会広報常任委員長
委 員	毛 利 公 亮	宇美町教育委員会 教育委員長
委 員	加 藤 貞二郎	宇美町農業委員会 副会長
委 員	川 上 利 香	特定非営利活動法人 宇美こども子育てネット・う～みん 代表理事
委 員	小 藺 雄 一	宇美町消防団 団長
委 員	安 川 一 馬	宇美町区長会 代表
委 員	安河内 武 士	宇美町商工会 会長
委 員	吉 留 節 子	宇美町連合婦人会 会長

26宇総政第404号

平成26年7月2日

宇美町総合計画審議会会長 様

宇美町長 木 原 忠

### 第6次宇美町総合計画の策定について（諮問）

宇美町総合計画審議会規則（昭和45年宇美町規則第1号）第2条の規定に基づき、第6次宇美町総合計画の策定について、貴審議会に意見を求めます。

平成27年2月13日

宇美町長 木原 忠 殿

宇美町総合計画審議会  
会長 安 川 博

### 第6次宇美町総合計画（素案）について（答申）

平成26年7月2日に貴職から諮問を受けた「第6次宇美町総合計画（素案）」については、審議会を6回にわたって開催し、平成34年度を最終年度とする8年間の計画で「ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を町の将来像とした内容について、町執行部の説明を求め慎重に審議した結果、審議会委員一致しておおむね妥当と認める。

なお、貴職におかれては、本計画を速やかに決定の上、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に実施され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待し、次のとおり意見を付して答申する。

#### 審議会の意見

- 1 第6次宇美町総合計画が「町民と行政が共につくる“まちづくりのための行動指針”」という役割を果たすため、その進捗状況については、町民に分かりやすく公表するよう努められたい。
- 2 重点目標である町のにぎわいの創出のため、宇美町の魅力創出に関する施策の実施に向けた取組に努められたい。
- 3 宇美町の特性である「地理的優位性」、「豊富な人材」の活用に関する施策の実施に向けた取組に努められたい。
- 4 町の活力を生み出すため、「道路の整備」の推進に努められたい。
- 5 第6次宇美町総合計画の着実な実施のため、外部評価の導入について検討されたい。

## 宇美町総合計画審議会規則（昭和45年3月25日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宇美町附属機関に関する条例（昭和45年宇美町条例第2号）第3条の規定に基づき、宇美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、宇美町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数以内で町長が委嘱する。

- (1) 宇美町議会議員 5人
- (2) 宇美町教育委員会の委員 1人
- (3) 宇美町農業委員会の委員 1人
- (4) 識見を有する者 6人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（臨時委員）

第5条 審議会に、特別の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する検討が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策経営課で処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年3月24日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年8月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則 (平成5年1月29日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日規則第6号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月13日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年7月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月31日規則第11号)

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日規則第6号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月10日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 第6次宇美町総合計画

平成27年3月発行

発行 宇美町  
〒811-2192 福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

編集 宇美町総合政策経営課  
TEL. 092-934-2247 FAX. 092-933-7512  
E-mail : seikei @ town.umi.lg.jp

印刷 (株)ぎょうせい

---